

1. 議事日程

(平成19年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目)

平成19年12月11日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第9号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第4 発議第10号 安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第84号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第85号 政治倫理の確立のための安芸高田市長の資産等の公開に関する条例及び安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第86号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第87号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第88号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第89号 安芸高田市生活改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第90号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第91号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第92号 広島県と安芸高田市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の締結について

- 日程第 1 4 議案第 9 3 号 安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例
- 日程第 1 5 議案第 9 4 号 安芸高田市芸術農園「四季の里」農園施設設置及び管理条例
- 日程第 1 6 議案第 9 5 号 安芸高田市農林業振興センター設置及び管理条例
- 日程第 1 7 議案第 9 6 号 土地改良事業計画概要について
- 【深瀬地区】**
- 日程第 1 8 議案第 9 7 号 字の区域の変更について
- 【地籍調査事業】**
- 日程第 1 9 議案第 9 8 号 字の区域の変更について
- 【田草川地区 3 工区】**
- 日程第 2 0 議案第 9 9 号 平成 1 9 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 0 0 号 平成 1 9 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 0 1 号 平成 1 9 年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 0 2 号 平成 1 9 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 1 0 3 号 平成 1 9 年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 0 4 号 平成 1 9 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 1 0 5 号 平成 1 9 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 1 0 6 号 平成 1 9 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予
算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 1 0 7 号 平成 1 9 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算
（第 2 号）

日程第 29 議案第 108 号 平成 19 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業
特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 30 議案第 109 号 平成 19 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 31 議案第 110 号 平成 19 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算
(第 1 号)

2. 出席議員は次のとおりである。(20 名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	田 中 常 洋	4 番	加 藤 英 伸
6 番	川 角 一 郎	7 番	塚 本 近
8 番	赤 川 三 郎	9 番	松 村 ユ キ ミ
11 番	藤 井 昌 之	12 番	青 原 敏 治
13 番	金 行 哲 昭	14 番	杉 原 洋
15 番	入 本 和 男	16 番	山 本 三 郎
17 番	今 村 義 照	18 番	玉 川 祐 光
19 番	岡 田 正 信	20 番	亀 岡 等
21 番	渡 辺 義 則	22 番	松 浦 利 貞

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

9 番	松 村 ユ キ ミ	11 番	藤 井 昌 之
-----	-----------	------	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	児玉更太郎	副市長	増元正信
副市長	藤川幸典	総務企画部長	新川文雄
政策推進部長	田丸孝二	市民生活部長	平下和夫
福祉対策推進部長 兼福祉事務所長	廣政克行	地域経済推進部長	清水盤
産業建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	益田博志	消防長	竹川信明
八千代支所長	榎原秀克	美土里支所長	清水勝
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内壮
向原支所長	田口茂利	総務課長	高杉和義
行政経営課長	森川薫	会計管理者	立田昭男
教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永井初男		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩佑	書記	倉田英治



午前 10時02分 開会

○松浦議長 おはようございます。時間になりました。ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。ここで皆さまにご報告を申し上げます。

昨日12月10日付で、熊高昌三議員から辞職願が提出され、これを許可いたしましたのでご報告いたします。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。事務局長 増本義宣君。

○増本事務局長 議長。

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上、1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より、平成19年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○松浦議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、9番 松村ユキミさん、11番 藤井昌之君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○松浦議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

14番 杉原洋君。

○杉原委員長 議長。

○松浦議長 はい。

○杉原委員長 失礼します。

平成19年第4回定例会の運営につきまして、去る12月4日に議

会運営委員会を開き、次のとおり決定をいたしましたので報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から12月21日までの、11日間といたしました。

議事の都合により、12月14日から12月20日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、発議2件、議案27件、計29件でございます。

議案審議につきまして、議案第84号から議案第98号までの15件については、お手元の付託表のとおり、それぞれ提案理由の説明の後、質疑を受け、各常任委員会に付託することといたし、その他の案件については、付託を省略することといたしました。

一般質問の取り扱いにつきましては、13人から通告がありましたので、2日間をあてて通告順に明日12日を6人、13日を7人といたします。

また各種要望書等につきましては、各委員会において審査の上、発議案件として整いましたら、最終日に提案されることとなりますことを申し添えさせていただきます。

以上、報告を終わります。

○松浦議長

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は11日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 発議第9号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第3、発議第9号、安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番 杉原洋君。

○杉原議員

議長。

安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を行います。

本件については、10月1日に組織機構の改革に伴い、各常任委員会が所掌する部署の名称を変更するもので、第2条第1号中、総務部、自治振興部を総務企画部に、同条第2号中、市民部、福祉保健部を市民生活部に、同条第3号中、産業振興部、建設部を産業建設部にそれぞれ改めるものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○松浦議長

なお、本件に関しましては質疑及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、質疑及び委員会付託は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第9号、安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 発議第10号 安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第4、発議第10号、安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

議長。

安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を行います。

情報化の進展が加速し、社会情勢が急激に変化している今日において、議員に強く求められているものは、専門性や高度な知識を有し、全市的な視点で厳しく行政運営を監視する機能であります。

一方、中山間地に位置する本市においては、高齢化が進み、都市部ほど交通や情報機能が発達しておらず、合併により周辺地域がとり残されるのではないかという不安からも、依然地域住民の代弁者としての役割を求める声も少なくありません。

8月下旬に旧町単位で開きました市民の意見を聞く会においては、来場されアンケートに回答をいただいた方の約6割が定数の削減を求められていました。しかし、一方では現状維持を望まれる意見もあり、議会改革特別委員会で9回にわたる協議を重ねた結果、本市の財政状況や市民の意見にかんがみ、2名減とすることに決しました。

よって、安芸高田市議会議員の定数を2名減じ、22名から20名への改正を提案するものです。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものでございます。

どうかご審議のほど適当なる議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○松浦議長

なお、本件に関しましては質疑及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、質疑及び委員会付託は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず本件に関する反対討論の発言を許します。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

9番 岡田正信君。

○岡田議員

19番 岡田正信です。私はこの提案に対しまして反対をするものであります。確かに委員長が報告しましたように、この春以来、議会改革特別委員会を設置いたしまして、議員の定数あるいは一般質問のやり方、あるいは基本条例の問題、この3点を柱にしまして議論したことは私も承知したところであります。

この議員の定数の減に対しましては、旧6町の懇談会あるいはアンケートの調査、これも私も承知しております。しかし委員長が申し上げられましたように、提案理由の中には過疎部からのいろいろな声が届かないということも指摘されましたように、確かにアンケートでは60%の方が減を望んでいると。これも事実です。しかしこのアンケートを熟知しましたところ、各戸に配布されている主な意見ということがありますが、住民の声というのがありますが、それを1、2申し上げますと、財政からの考慮が一番先に上がっております。そして人口の減が予想されます。確かにこの2点、そのとおりでありますけれども、財政を考慮するというのは、議員の定数には何ら関係ないと私は当初から判断しておりましたし、財政を云々と論じる場合は、現在の議会の役割としましては、市の執行部の財政の運営問題を論ずることが議会で一番大事だろうと考えておりますし、人口の減少というの、確かに4年前から千人余り減っておりますけれども、定数を2名減らす論には至らないと。といいますのもせんだっての合併前の法定協でも法定数26を、いろいろ議論の中で全会一致で22名を決めた経過があります。その経過からいいたしても千名の減に対しまして、2名を減らすという論には成り立たない。時期が早いと私は考えています。なぜそれではこの改革に参加したかと申し上げますと、確かに今の現状では人口は下降しておる方向は見えております。これはまだ先のこともできることだからということで、議会改革特別委員会には私も

賛成を得て、今まで議論を尽くしてきたところです。

現状が22でいいというのは、声の中には私が今まで申し上げましたように、合併4年だからまだ早いのではないかとということも上げられておりますし、何といたってもこの議員の役目というのは、確かな方向でも意見が出ております。と申しますのは、私もこの機会に今一度勉強をさせていただきましたけども、今の憲法が定められたと同時に地方自治も同じ日に施行されております。ご存知のとおり、天皇主権の憲法でありまして、市町村は確かにありましたけども、一応は名前はありましたけども現在のような選挙法に基づく選び方、ありましてこの納税者ができる選挙権があると。婦人参政権がない中で行われたと。こういうのもありましたし、何といたっても権力側のひとつの、いかなれば表現は悪いかもしれませんが、道具として、やられた経過が戦前の憲法ではありました。それが戦後、平和憲法を制定されたと同時に住民自治が非常に重要だということで、憲法に明記されて、それを自治法に基づいてやるということが同時に施行された。これは今までの経過から考えますと、日本の歴史を考えますと、いかに住民の投票する権利が地方自治体に大事かということがうたわれております。

そういう点から申し上げますと、今現在でも過疎の遠方のところからの声が届きにくいなどの問題がある中で、時期尚早、22名は市民にとって大事なひとつの権利を行使すると同時に、議会へそのことを反映させ、議会が執行部の財政問題を含めてチェック機能を正しく行くと、これが一番、議員の本質についておりますので、反対するものであります。

以上です。

○松 浦 議 長 次々に本件に対する賛成討論の発言を許します。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 ほかに討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。
これより発議第10号、安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。
よって本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第84号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第85号 政治倫理の確立のための安芸高田市

- 長の資産等の公開に関する条例及び安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第86号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第87号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第88号 安芸高田市職員の給与に関する条例  
の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第89号 安芸高田市生活改善センター設置  
及び管理条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第90号 安芸高田市基幹集会所設置及び管  
理条例の一部を改正する条例

○松浦議長 日程第5、議案第84号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第11、議案第90号、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例まで7件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 提案理由の説明に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、安芸高田市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには大変ご多用な中をご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また11月3日の第2庁舎及びクリスタルアージュ竣工記念式典には、議員各位を初め、多数の関係者や市民の皆さんのご臨席を賜り、厳粛にまた盛會に執り行うことができました。心よりお礼を申し上げます。

さて、本定例会へご提案を申し上げます案件は、議案27件です。よろしく審議を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第84号、議案名が安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例です。

議案第84号から議案第90号までの提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

最初に議案第84号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、本年8月の人事院勧告に伴いまして、議会議員の報酬のうち平成19年度における12月期の期末手当を0.05月、引き上げる改定を行うものです。

次に85号、議案名は政治倫理の確立のための安芸高田市長の資産

等の公開に関する条例及び安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例案です。

議案第85号、政治倫理の確立のための安芸高田市長の資産等に関する条例及び安芸高田市情報公開の一部を改正する条例については、本案は郵政民営化法が施行されたこと及び証券取引法が、金融商品取引法に改組されたことに伴い、本市の条例の関係部分について文言の整理のため、必要な改正を行うものです。

次に議案第86号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本案は非常勤特別職として、保育所に主任保育士及び保育士を、保健医療課並びに給食センターに非常勤管理栄養士及び非常勤栄養士をそれぞれ追加すると同時に非常勤調理員の報酬の額の見直しを行うものです。

次に議案第87号、安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は議案第84号と同様に、本年8月の人事院勧告に伴いまして、常勤の特別職の給与のうち、平成19年度における12月期の期末手当を0.05月引き上げる改定を行うものです。

次に議案第88号、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、本年8月の人事院の勧告に伴いまして、職員の給与のうち若年層の職員にかかる給与月額引き上げ、及び扶養手当月額500円の引き上げ、並びに平成19年度12月期の勤勉手当を0.05月引き上げる改定を行うものです。

次に議案第89号、安芸高田市生活改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例についてです。

本案は、安芸高田市生活改善センター設置及び管理条例ほか43の条例で所掌するそれぞれの施設について、主に指定管理の期間を1年としていたものを5年間以内とするため、必要な改正を行うものです。

次に議案第90号、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてです。

本案は現在、建設を進めております美土里町横田小学校の施設を建設後の、平成20年4月1日から隣接する横田高齢者コミュニティーセンターと統合し、横田地域活動拠点施設として位置づけると同時に、指定管理者に管理運営を行わせるため必要な条例改正を行うものです。

以上7議案についてよろしく審議の上、議決をいただくようお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番 明木一悦君。

○明 木 議 員 議長。一括質疑でよろしいでしょうか。

○松 浦 議 長 はい。

○明 木 議 員 議案第84号に対して、及び議案第87号に関連していますので、お聞きいたします。

本年度、報酬に対しましては5%のカットということで、議会においては議会の同意のもとにおいて行われています。しかしながら今回提出した内容の中には、これを19年度の報酬までさかのぼって、0.05%アップするという形になっています。人事院勧告とはいえ、安芸高田市議会の合意のもとにこれを決定された中で、こういう議案が出されてくることに対して、どのようなお考えをお持ちか市長にお伺いするところです。

○松 浦 議 長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 詳しくは担当部長の方からお答えをいたします。

○松 浦 議 長 総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長 先ほどの市長の提案理由の説明のとおりです。このたびの人事院勧告等によります本年8月の民間企業の是正等の関連に伴いまして、公務員等に伴います手当の方の0.05%のアップという状況です。主たることにつきましては、若年層のそうした給与体系ということも給料表等についてはありますけども、このたび議員さんと特別職の3役さんの報酬等につきましても、関連的に給与改定をお願いをさせていただいたところです。

まず84号の関係ですが、議員さんの報酬等の関連です。確かにご指摘いただきますように、こうした今日の状況の改革の中で、議員さんの方の給与カットをお願いをさせていただいております。このたびのそうした0.05%のアップにつきましては、県内の各市町、そうした状況等も考慮させていただき、このたび提案をさせていただいているものです。

合併前の条例等も見させていただき、そうした職員に準じた企業的な改正もされておる条文もあります。そういうところを考慮させていただき、このたび議員の皆さんの報酬の平成19年度におきます、12月期の期末手当を0.05月ほど上げさせていただき改定をさせていただいているところです。特別職の報酬につきましても同様、改定をお願いをさせていただいているところです。

ご理解のほどをよろしく申し上げます。

○松 浦 議 長 以上で答弁を終わります。

1番 明木一悦君。

○明 木 議 員 内容についてはよくわかります。しかしながら今の内容は執行部の提案内容とほぼ変わってないと思います。我々が実際にこの5%カットの提案に対して、反対をし反対理由も述べて、以前はこれについては5%のカットは反対をしました。しかし、議会合意の中で決まった

ことが5%カットという方向であった。それは結果です。それに基づいて我々は執行してきた。そういう中で今回この議案においては、当然来年度から上げることは認められると考えられます。特に職員の給与に関しては、これは下げることに対して我々は反対していますから、それについての質問は一切しておりません。今言っているのは、特別職の関係のものだけ、議員報酬と特別職の関係です。これを言っているわけで、執行部理由とは別にこうやって議会合意のもとに決められたカットを、またそれを19年度に対して執行したという事実があります。その事実に基づいて、本当に上げるのはどこにどういう目的があるのか、人事院勧告だけでやられてきたからやるのだと。また近隣の町村がということですが、では、近隣の町村がすべて5%カットをしてきているかということではないと思います。しかし、安芸高田市としてそれをやった、実行したという経緯がありますので、そのあたり私は市長の方からどのようなお考えでこれを提出されたのか伺いするところです。

以上です。

○松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 我々は今ご指摘のように、特別職また議員の皆さん、職員へも行財政改革の中で給与のカットをお願いをしておるわけです。このことは大変苦しい対応ではありますが、ご理解を得ながら今までやってきたということです。そのような中で人事院勧告に従って、0.05月の19年度の勤勉手当ということが人事院の勧告に基づいて行われたもので、これは県も給与カットを行っておりますが、この人事院勧告だけは、やはりそういう給与カットに応じてもらったとそういうような誠意ある対応にもこたえるという意味も込めて、人事院勧告の実施をしていくということで、県も近隣の市町村もそれぞれ給与カットをしているところも、0.05カ月分だけはそれぞれ実施をしていくということで、提案をしているわけであり、何もかも切ってしまうというのもそれはひとつの方法ではありますが、職員等のそのような誠意ある対応についても我々もこたえていきたいと考えておるところで、議員の皆さん、それから特別職についても同等の人事院勧告に基づいて、対応をさせていただいたということです。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員 なかなか質問に答えていただけないような気がしますが、私が言っているのは、19年度をなぜ対応する必要があるのかと。やはり特別職と議員として、しっかりと財政難これを見据えた上での対応をしたと私は思っています。しかし、19年度にさかのぼってすることが本当に必要なのか、何のために5%のカットをしたのかということところが

問題ではないかと考えています。この第2条における20年度4月1日からの対応は私は必要だと、人事院勧告でも来ているので、それに対する対応はまだいいのではないかなど考えるのですが、19年度4月からの対応について、本当に必要なのか、それも職員に対しての話は、私は先ほども言いましたけど一切していません。特別職に対する考え方、また議員報酬に対する考え方をお聞きしているわけで、そのところをお伺いしているわけですから、そのところについて具体的にもう少しお話を聞かせていただければと、答弁をいただければと思います。

それからもう3回なので、もう1件。議案第86号、この非常勤報酬に関する改正ですが、これは何に基づいてされたのか、どこに観点を置いて、また何に基づいてこの報酬額を算出されたのかお伺いするところです。また資格制度はどのように考えられているのか、その2点について、この議案についてお伺いします。以上です。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 これは実施の期日については、いろいろご意見があると思いますが、どこの市町村も人事院勧告どおりの期日でやらせてもらっているということなので、我が市においてもそのようにさせてもらったということです。以下、もしご質問がありましたら担当部長の方からお答えをさせていただきますと思います。

○松浦議長 引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長 議案第86号の非常勤の特別職の報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部改正ですが、このたび提案をさせていただいております、こうした改定案につきましては、昨年来いろいろ議員の皆さんにもご指摘等をいただいております。平成17年度から臨時職員また非常勤職員の任用の適正化を図る目的におきまして、一部の業務を委託制度を導入させていただいたところです。当初導入時期については、非常に特段の問題もありませんでしたけども、大手民間会社等を中心に偽装請負という報道がなされまして、こうした取り組んでおる公共分野にも及ぶこととなったわけです。このことの基本的には保育所所管等におきます分野につきまして、こうした制度を導入をさせていただいた状況です。この基本の単価等につきましては、当然今までの非常勤等の額、また国におきます保育士の国庫補助金の基本的な額、そういうものを考慮させていただいて、この額にさせていただいたとおりです。

要はこうした人材派遣から直接雇用という状況の取り組みをさせていただいたために、条例の改正をさせていただいたところです。それと資格要件等につきましては、当然国家資格等につきましても、要件等もとっておいていただく業務もあるし、そういうところも考慮させ

ていただき、金額設定等もさせていただいたという状況です。  
以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

質疑がないようなので、これをもって質疑を終決いたします。

本7件は総務企画常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第91号 安芸高田市国民健康保険税条例の
一部を改正する条例

日程第13 議案第92号 広島県と安芸高田市との間におけ
る特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関す
る規約の締結について

○松浦議長

日程第12、議案第91号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部
を改正する条例の件及び日程第13、議案第92号、広島県と安芸高
田市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する
規約の締結についての2件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第91号と議案第92号の提案理由について説明を申し上げます。

最初に議案第91号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例についてです。本件は、国民健康保険税の徴収にあたり、平
成20年度より特別徴収として年金から徴収できるよう、制度改正が
なされたため、本市における必要な条例の改正を行うものです。

次に議案第92号、広島県と安芸高田市との間における特別児童扶
養手当認定等事務の事務委託に関する規約の締結についてです。本案
は、広島県と安芸高田市との間における特別児童扶養手当認定等事務
の事務移譲に関し、協議を行うことについて地方自治法第252条の
14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、
議会の議決を求めるものです。

特別児童扶養手当の認定の事務につきましては、現在安芸高田市に
おいて既に受付事務は行っておりますが、県からの事務権限移譲によ
り、認定等の事務を受託するものです。本市が受託する事務の内容は、
特別児童扶養手当の受給資格の認定、支給及び支給の制限等の事務権
限となっております。

以上、2議案についてよろしく審議の上、議決をいただきたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

- 松浦議長 質疑ないようなので、これをもって質疑を締結いたします。
本2件は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。
この際、11時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時50分 休憩

午前 11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 松浦議長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第93号 安芸高田市川根ゆず加工施設設置  
及び管理条例

日程第15 議案第94号 安芸高田市芸術農園「四季の里」  
農園施設設置及び管理条例

日程第16 議案第95号 安芸高田市農林業振興センター設  
置及び管理条例

日程第17 議案第96号 土地改良事業計画概要について  
【深瀬地区】

日程第18 議案第97号 字の区域の変更について  
【地籍調査事業】

日程第19 議案第98号 字の区域の変更について  
【田草川地区3工区】

- 松浦議長 日程第14、議案第93号、安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び  
管理条例の件から日程第19、議案第98号、字の区域の変更につい  
て、田草川地区3工区までの6件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

- 児玉市長 議案第93号から議案第98号までの提案理由について、説明を申  
上げます。

最初に、議案第93号、安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理  
条例についてです。

本案は、合併前の旧高宮町において、平成16年に建設されてお  
りました、川根ゆず加工施設について、安芸高田市に引き継ぐ際、条例整  
備に漏れがあったため、このたび、改めて制定をするものです。

次に、議案第94号、安芸高田市芸術農園四季の里農園施設設置及  
び管理条例についてです。

本案は、合併前の旧八千代町において、平成13年に建設されてお  
りました、芸術農園四季の里の農園施設部分について、安芸高田市に  
引き継ぐ際、条例整備に漏れがあったため、このたび、改めて制定を  
するものです。

次に、議案第95号、安芸高田市農林業振興センター設置及び管理条例についてです。

本案は、合併前の旧向原町において、平成5年に建設されておりました、農林業振興センターについて、安芸高田市に引き継ぐ際、条例整備に漏れがあったため、このたび、改めて制定するものです。

次に、議案第96号、深瀬地区の土地改良事業計画概要についてです。

本案は、安芸高田市甲田町において、平成20年度から団体営ほ場整備事業深瀬地区としての事業実施をしてまいります、土地改良事業計画について、計画概要を定めるため、土地改良法第96条の2、第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第97号、地籍調査事業に伴う字の区域の変更についてです。

本案は、安芸高田市高宮町来女木の一部において、平成17年度に実施した地籍調査事業により、字の区域に変更が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第98号、田草川地区3工区に係る字の区域の変更についてです。

本案は、安芸高田市高宮町において、平成12年度から県営経営体育成基盤整備事業田草川地区として実施してまいりましたほ場整備事業について、事業実施に伴い、字の区域に変更が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、6議案について、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑はないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

本6件は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第99号 平成19年度安芸高田市一般会計
補正予算（第3号）

○松浦議長

日程第20、議案第99号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2億4,632万9千円を追加いたしまして、予算の総額を204億6,457万9千円とするものです。

平成19年度の安芸高田市の一般会計の補正予算の歳入につきまし

ては、使用料及び手数料が60万円、国庫支出金が331万7千円、財産収入が1,108万2千円、寄附金100万円、繰入金7,992万2千円、諸収入3,986万6千円、市債1億6,750万円をそれぞれ追加し、市税663万9千円、分担金及び負担金23万9千円、県の支出金が5,008万円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、議会費を81万8千円、総務費を2,829万7千円、民生費を3,226万6千円、衛生費を6,973万8千円、商工費312万3千円、土木費を1億4,064万6千円、教育費240万2千円をそれぞれ追加し、農林水産業費2,344万8千円、消防費251万3千円、災害復旧費が500万円、それぞれ減額するものです。

次に、債務負担行為の補正ですが、第2次後期高齢者医療制度電算システム改修費用として、平成19年度から平成24年度の期間で、限度額6,500万円の債務負担を設定するものです。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、26億3,460万円と定めるものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

それではまず、本日人材派遣切り替えに伴う一般会計補正予算の資料を机上に配布をさせていただきました。本来ならば、前もってご提供申し上げるところですが、遅くなりましたことをまずお詫びを申し上げたいと思います。と同時にこの件につきましては、説明の最後の方でご説明を申し上げたいと思います。

初めに、このたびの補正予算について、補正の議案書とあわせてお配りをしております、平成19年安芸高田市議会12月定例会、補正予算議案説明資料によりまして予算の概要をご説明いたします。

まず資料の1ページをお開きください。

会計別予算の状況です。

一般会計の補正額は、2億4,632万9千円を計上しております。補正後の累計額は204億6,457万9千円となり、前年同期と比べますと、88.9%で、11.1%の減となっております。このたび、一般会計のほか、その下に掲げておりますように11の特別会計の補正も計上しているところです。

次に一般会計の補正の状況ですが、2ページをお開きください。

一般会計の歳入の予算です。

今回の補正予算におきましては、増額する費目は、14款の国庫支出金、16款の財産収入、18款の繰入金、20款の諸収入、21款の市債などが増額をしまして、1款の市税、15款の県支出金などが減額しております。

次に3ページですが、これは歳出です。

2款の総務費、3款の民生費、4款の衛生費、8款の土木費などが増額し、6款の農林水産業費、9款の消防費などが減額しております。

主な増減概要を記載しておりますが、歳入歳出補正の要点説明につきましては、後ほど、予算書の事項別明細書によってご説明させていただきたいと思っております。

4ページをお開きをいただきたいと思います。

一般会計の性質別の経費を款、項別に掲げております。このたびの補正は、人件費が2,804万6千円の増額で、来年1月からの人材派遣委託の組替え、雇用形態の変更によりまして、非常勤職員の報酬を増額するものです。扶助費は784万9千円の減額で、療養援護費、児童手当等の支給対象者等の確定見込みによる減です。

物件費は3,571万3千円の減額で、人材派遣委託の雇用形態の変更による委託費の減、それに伴いまして一部臨時職員に変更による賃金の増が主なものです。

維持補修費は1,523万7千円の増額ですが、火葬場、市営住宅等の施設維持補修費、及び、道路維持のための補修費の増額によるものです。

補助費等は5,789万7千円の増額ですが、前年度の国県の補助負担金の精算返納金及び単独補助助成金の増によるものです。

積立金は1,084万1千円の増額ですが、基金運用利子の増によるものです。

貸付金は8万1千円の増額で、教育費の市の奨学金の増です。

繰出金は2億1,617万円の増額で、そのうち、下水道事業の過疎債の振替分に伴います繰出金が1億7,490万円となっております。

普通建設事業費は3,338万1千円の減額で、農林、土木事業費の精算見込みによる減が主なものです。

災害復旧事業費は500万円の減額で、過年度の林業施設災害復旧費の精算見込みによるものです。

続きまして6ページをお開きをいただきたいと思います。

6ページにつきましては、性質別経費の用語の解説をしております。

7ページは、節別の補正額を掲げております。

このたびの補正につきましては、人材派遣業務委託の雇用形態を1月から変更いたすことから、13節の委託料から、1節の報酬及び7節の賃金に振替措置をするということです。

中段の13節の委託料の補正額7,623万6千円の減額のうち、右の欄に記載しておりますけども、補正額の適用欄ですが、人材派遣業務委託を7,864万4千円減額し、1節の報酬に、月額非常勤報酬として3,944万7千円を追加し、7節の賃金に2,889万3千円を追加しております。なお、このたびの賃金の補正には、職員の

産休、それから長期病気休暇に伴う代替賃金も一部含まれております。また、非常勤、臨時職員の直接雇用による、社会保険料としまして、4節の共済費に2,200万円を追加しております。それと連動して、歳入の諸収入に、非常勤職員、臨時職員の社会保険料の個人負担分が生じてまいりますけども、その徴収金を1,000万円、計上しております。

8ページ、9ページは、節を款別に区分した補正額の一覧を掲げております。

以上で説明資料の説明は終わりました、予算書の方をご覧いただきたいと思っております。

予算書の10ページをお開きをいただきたいと思っております。歳入ですが1款の市税、1項の市民税は、1目の個人市民税を7,000万円減額し、2目の法人市民税を5,000万円増額するものです。

2項の固定資産税、1目の固定資産税は1,030万円の増額をいたしますが、土地分が730万円を減額し、償却資産にかかわる税を1,760万円、増額するものです。

2目の国有資産等所在市町村交付金ですが、これは旧日本郵政公社分の変更で56万1千円の増です。

4項の市町村たばこ税は480万円を増額するものです。

下段11ページの、5項の入湯税は230万円を減額するものです。

12款の分担金及び負担金、1項の分担金、1目の農林水産業費分担金23万9千円の減額は、事業費の確定見込みに伴う受益者分担金の調整分です。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料、6目の土木使用料は、60万円の増額ですが、道路占用料の増額です。

12ページをお開きをいただきたいと思っております。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、320万4千円の増額は、それぞれの事務事業費の執行見込みによるもので、社会福祉費負担金を610万3千円増額し、児童福祉費負担金を289万9千円減額するものであります。

2項の国庫補助金、1目の民生費国庫補助金、53万4千円の減額は、障害者自立支援給付事業費の精算見込みによる、地域生活支援事業費等補助金の減が主なものです。

3目の土木費国庫補助金、64万7千円の増額は、市営住宅の整備、管理等に伴う地域住宅交付金の増が主なものです。

下段の13ページにまいりまして、15款の県支出金、1項の県負担金、2目の民生費県負担金、665万3千円の増額は、それぞれの事務事業費の執行見込みによるもので、社会福祉費負担金を407万3千円、児童福祉費負担金を258万円をそれぞれ増額するものです。

2項の県補助金、1目の総務費県補助金120万4千円の増額は、地籍調査事業費の執行見込みによる補助金の増です。

2目の民生費県補助金18万1千円の減額は、民生費関係の事務事業費の精算見込みによるものです。

4目の農林水産業費県補助金1,194万9千円の減額は、事業費の執行見込みによるもので、1節の農業費補助金を293万8千円増額し、次14ページにまいりまして、2節の林業費補助金を1,488万7千円減額いたすものです。

5目の災害復旧費県補助金257万5千円の減額は、過年度の林業施設災害復旧事業費の確定による補助金の減額です。

6目の教育費県庫補助金52万3千円の減額は、放課後子ども教室推進事業費の精算によるものです。

3項の委託金、1目の総務費委託金2,634万3千円の減額は、選挙執行費の精算による委託金の減です。

3目の土木費委託金1,636万6千円の減額は、県道改良維持費の執行見込みによる、道路橋梁費委託金の減が主なものです。

下段の15ページにまいりまして、16款の財産収入、1項の財産運用収入、2目の利子及び配当金1,108万2千円の増額は、預託金利の上昇に伴い、それぞれの基金の運用利子を増額するものでございます。ちなみに年利が0.2%が0.46%程度に上昇したことに伴うものです。

17款の寄附金、1項の寄附金、2目の指定寄附金100万円の増額は、広島県森林公社からの寄附金で、林業振興関係に充当するための指定寄附金を計上するものです。

16ページをお開きをいただきたいと思います。

18款の繰入金、1項の特別会計繰入金は、総額6,892万2千円の増額で、各下水道事業、水道事業特別会計等の平成18年度分の繰出金の精算によるものです。

下段の17ページにまいりまして、3項の基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金は500万円を財源調整として増額するものです。

4目の地域振興基金繰入金は600万円の増額で、基金利子の増によりまして基金運用益相当額を増額し、地域振興事業費に充当するものです。

20款の諸収入、2項の市預金利子は、87万7千円の増額で、歳計現金の預金利子の上昇に伴う増です。

5項の雑入、4目の雑入3,898万9千円の増額は、人材派遣委託の雇用形態の変更に伴う、非常勤、臨時職員の増により個人負担分の社会保険料徴収金、1,000万円の増、また、美土里町の旧小学校跡地整備事業に充当いたします、宝くじ助成金2,940万円の増が主なものでございます。

18ページをお開きをいただきたいと思います。

21款の市債、1項の市債、1目の総務債2,190万円の減額は、美土里町の旧小学校跡地整備事業に伴う財源を、一部宝くじの助成金

を充当することから市債を減額するものです。

4目の農林水産業債2, 190万円の減額は、農林関係の事業費の精算見込みに伴う減です。

5目の土木債2, 360万円の増額は、道路整備事業費の増額に伴う起債の増です。

下段の19ページにまいりまして、6目の消防債1, 460万円の増額は、県の防災無線整備事業負担金に充当する起債を増額するものです。

8目の特別会計繰出債、1億7, 490万円の増額は、下水道事業に充当いたします特別会計で借り入れる起債の一部を、一般会計で借り入れる過疎債に振り替えるものです。

10目の災害復旧債180万円の減額は、農林災害復旧事業費の精算見込みによる減です。

続きまして歳出ですが、20ページをご覧をいただきたいと思いません。

このたびの補正につきましては、事務事業の執行見込みに伴う事業費の仮精算・予算整理を12月で行うということとしております。また、職員給与費につきましては、人事院勧告に伴う職員等の給与の改正及び各種手当の調整等をしております。なお、職員給与費等につきましては、44ページ、45ページに給与費の明細書を掲げておりますので、ご覧をいただきたいと思いません。

初めに、20ページの1款の議会費81万8千円の増額は、人件費の増額が主なもので、18節の備品購入費46万1千円の増額は、議会傍聴用のイス10席、テレビモニター2台の導入費を計上したものです。また、7節の賃金40万円の増額は、1月から人材派遣委託費を振り替え、雇用形態を変更して、1名の臨時職員賃金の増です。

2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費は2, 780万3千円の増額です。4節の共済費の増額は、人材派遣委託の雇用形態の変更により、非常勤職員、臨時職員の増に伴う、1月からの社会保険料の増です。11節の需用費550万円の増額は、市の例規集の追録等に伴う、電算の例規ネットの更新費が主なものです。13節の委託料282万4千円の増額は、職員給与の改定に伴う電算給与システム改修費、通知広報発送業務委託費の増が主なものです。

4目の会計管理費は31万1千円の増額で、口座振替手数料の増です。

5目の財産管理費は261万4千円の減額で、11節の需用費、38万6千円の増額は、八千代町下根集会所浄化槽の修繕費です。

下段の21ページの19節の負担金補助及び交付金300万円の減額は、集会所整備補助金の減額で、高宮町の田草集会所の改修が来年度になったことにより減です。

6目の基金管理費は1, 084万1千円の増額で、基金運用利子の

増に伴う、それぞれの基金の運用利子の積立です。

7目の企画費は、81万4千円の増額で、甲立駅の土間タイルの修繕、向原駅の歩道修繕、また、甲立駅の第3駐車場発券機設置工事に伴う案内看板等設置工事費の増です。

22ページをお開きをいただきたいと思います。

11目の行政情報処理費は174万1千円の減額で、11節の需用費105万6千円の増額は、電算処理費のパソコン修繕等81万5千円、無線アクセス、甲田基地局機器修繕費24万1千円の増です。13節の委託料1,161万7千円の減額は、広島県市町電子申請システムサービス共同運営費を当初委託料で計上しておりましたが、これを、19節の負担金補助及び交付金の負担金に費目替えするものです。14節の使用料及び賃借料108万7千円の増額は、このたび、債務負担をいたします、第2次後期高齢者医療制度電算システム開発導入費用及び既存システム改修リース費として、平成19年度分の費用、1カ月分を追加するものです。なお、右の説明欄に記しております、地域情報化推進費48万9千円の増額につきましては、テレビの地上デジタル放送の三次、可部基地局の可視エリアの調査委託費を計上したものです。

12目の自治振興費は2,001万3千円の増額で、11節の需用費47万7千円の増額は、エコミュージアム川根の照明機器、浴槽制御盤の修繕料です。

13節の委託料40万円、15節の工事請負費600万円の増額は、旧生桑小学校プール解体、駐車場整備工事費を計上したものです。

19節の負担金補助及び交付金1,313万6千円の増額につきましては、財団法人八千代町開発公社職員の中途退職者2名の退職に伴います、当該団体に退職積立金の留保がないことから、退職金の補てん措置として、財政支援をいたすものです。

13目の地籍調査費、634万1千円の減額は、事務事業の執行見込みに伴う予算整理です。

次に下段の23ページにまいりまして、2項の徴税费、1目の税務総務費、927万8千円の増額は、職員給与費の増額で税務職員の時間外勤務手当770万円の増額が主なものです。7節の賃金79万円は、確定申告用の事務補助臨時職員の増です。

2目の賦課徴収費1,681万4千円の増額は、税源移譲に係る税制の改正に伴う、市県民税電算システムの改修委託費、1,761万5千円の増額が主なものです。その他、人材派遣の雇用形態の変更に伴い、人材派遣委託費を132万1千円減額し、賃金2名分、77万円を増額しております。

3項の戸籍住民基本台帳費は、28万7千円の減額で、主なものは、人材派遣の雇用形態の変更に伴い、賃金2名分77万円を増額いたしましたものです。

24ページをお開きをいただきたいと思います。

4項の選挙費、1目の選挙管理委員会費6万4千円の減額は、職員人件費の減です。

3目の選挙執行費、4,690万8千円の減額は、選挙執行経費の予算整理です。

5項の統計調査費76万7千円の増額、及び、下段の25ページの、6項の監査委員費96万3千円の減額は、職員給与の調整です。

3款の民生費、1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費は760万3千円の増額で、7節の賃金、50万7千円の増額は、向原支所職員の産休に伴う代替賃金の増です。

28節の繰出金、568万6千円の増額は、国民健康保険特別会計への繰出金の増です。

2目の障害者福祉費は944万9千円の増額で、委託料、補助金、及び、26ページにまいりまして、20節の扶助費の減額につきましては、自立支援事業費の実績見込みによる予算整理です。23節の償還金利子及び割引料1,407万1千円の増額は、平成18年度の自立支援関係の国県補助金の精算返納金です。

3目の老人福祉費は435万9千円の減額で、13節の委託料、1,096万円の減額につきましては、老人保護措置費の実績見込みに伴う予算整理が主なものであります。

23節の償還金利子及び割引料201万5千円の増額は、平成18年度の介護保険の低所得者利用負担軽減事業費補助金の精算返納金です。

28節の繰出金454万1千円の増額は、老人保健、介護保険、介護サービス特別会計への繰出金の増です。

5目の社会福祉医療公費負担事業費428万1千円の減額は、事務事業の執行見込みによる予算整理が主なものです。

6目の人権推進費76万円の増額は、職員の長期病気休暇に伴う、臨時職員の賃金の増額です。

7目の人権会館費9万3千円の増額は、人材派遣委託の雇用形態の変更に伴い、委託料を減額し、たかみや人権会館及び八千代人権福祉センターの臨時職員賃金を増額するものです。

下段の27ページにまいりまして、9目の社会福祉施設費350万円の増額は、市の養護老人ホーム高美園の施設の新たな水源確保のための水源調査委託費を計上するものです。

2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費、5千円の増額は、児童施設の下水道使用料を増額するものです。

2目の保育所費は、304万2千円の減額で、主な増減理由は、人材派遣の雇用形態の変更によるもので、13節の派遣業務委託料を4,800万円減額し、1節の報酬に3,786万9千円、7節の賃金に530万円を、それぞれ増額するものです。非常勤特別職は、保育士、

58名、給食調理員15名、栄養士1名の計74名分で、臨時職員は、調理員補助9名、事務員1名、代替保育士6名、代替調理員5名の併せて21名、総計95名分です。

3目の児童手当費192万円の増額は、児童手当支給対象者の見込み増によるものです。

28ページをお開きをいただきたいと思います。

4目の児童扶養手当費560万9千円の減額は、特別障害者児童手当支給対象者の見込み減によるものです。

5目の児童福祉医療公費負担事業費13万1千円の増額は、前年度事業の確定に伴う、県補助金の精算返納金です。

6目の児童福祉施設費は468万8千円の増額で、母子生活支援施設入所者の増加に伴う入所委託費の増が主なものです。

下段の29ページにまいりまして、3項の生活保護費、1目の生活保護総務費は、5万1千円の減額で、事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

2目の生活保護扶助費2,145万9千円の増額は、前年度の生活保護費国庫負担金の精算返納金です。

4款の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費463万4千円の減額は、職員給与費の減で、10月1日付の機構改革に伴う人事異動によりまして、1名が介護サービス特別会計へ移行したことによるものです。2目の健康づくり推進事業費95万8千円の減額は、人材派遣委託の雇用形態の変更に伴う、栄養士2名の派遣委託費200万円の減、1節の報酬102万円の増が主なものです。

4目の環境衛生費は7,667万1千円の増額で、19節の負担金補助及び交付金、982万3千円の増額は、飲用水施設整備補助金として、水道・井戸整備助成金、25件分を増額するものです。

28節の繰出金6,684万8千円の増額は、飲料水供給事業、簡易水道事業特別会計繰出金の増額及び一般会計過疎債の振替に伴い浄化槽整備事業特別会計への繰出金を増額いたすものです。

30ページをお開きをいただきたいと思います。

6目の火葬場費206万3千円の増額は、蓬莱苑の主要炉バーナー修繕料及び甲田火葬場の維持修繕工事費、157万5千円の増額が主なものです。

2項の清掃費、2目のし尿処理費340万4千円の減額は、人材派遣委託の雇用形態の変更に伴う、委託料419万円の減、3名分の臨時職員賃金、166万円の増が主なものです。

下段の31ページにまいりまして、6款の農林水産業費、1項の農業費、1目の農業委員会費14万円の減額は、人材派遣委託の雇用形態の変更に伴うもので、委託料54万円の減、1名分の臨時職員賃金40万円の増です。

2目の農業総務費は1,162万6千円の増額で、農業集落排水事

業特別会計への繰出金、1,018万9千円の増が主なものです。

3目の集落営農推進費は95万3千円の減額で、右の説明欄の中山間地域等直接支払事業費、197万7千円の増額につきましては、前年度の県補助金の精算返納金として、23節の償還金利子及び割引料、198万7千円の増が主なものです。

説明欄の営農支援事業費375万円の増額は、集落型農業生産法人育成事業として、甲田町小原地区への集積面積の増加による補助金の増額、360万円の増が主なものです。

説明欄の農地・水・環境保全向上対策事業668万円の減額は、実施地区、12地区の確定に伴う、補助金の減額です。

4目の農業生産支援費は60万円の増額で、7節の賃金58万8千円の増額及び13節の委託料、45万円の減額につきましては、人材派遣業務委託の雇用形態の変更によるもので、高宮町のレインボーファームの臨時職員賃金2名分です。

19節の負担金補助及び交付金49万2千円の増額は、パイプハウス建設助成金の増額が主なものです。

5目の畜産振興費46万1千円の減額は、強い農業づくり交付金、桑田の庄機械導入整備費助成金の確定によるものです。

6目の農村整備費は2,209万6千円の減額で、水利施設等維持管理費の事業の精算見込みに伴う、設計委託、工事請負費の減額で、19節の負担金補助及び交付金、1,682万6千円の減額につきましては、県営事業の実施見込みに伴う、工事負担金の減が主なものです。

32ページをお開きをいただきたいと思います。

2項の林業費、1目の林業総務費64万6千円の増額は、職員人件費の調整です。

2目の林業振興費は643万2千円の増額で、11節の需用費16万8千円の増額は、エコビレッジ川根のトイレ、ドア、空調修繕料の増です。

13節の委託料536万1千円の増額は、有害鳥獣捕獲委託料を増額するものです。19節の負担金補助及び交付金90万3千円の増額は、森林整備地域活動支援交付金事業の実績見込みに伴う補助金の増です。

3目の造林事業費、451万3千円の減額は、分収造林事業等の事業量の精算見込みに伴う予算整理です。

4目の林道整備事業費、1,458万9千円の減額は、林道整備事業費の精算見込みに伴う、設計、工事請負費の予算整理で、33ページにまいりまして、19節の負担金補助及び交付金、290万1千円の増額につきましては、作業道開設補助金の増です。

5目の治山事業費は、地方債の調整に伴う財源組替です。

7款の商工費、1項の商工費、1目の商工総務費113万2千円の

増額は、職員人件費の調整です。

2目の商工業振興費73万5千円の増額は、八千代フォルテ、新規入店に伴う、空調機等の維持修繕工事費の増です。

3目の観光費は125万6千円の増額で、11節の需用費73万5千円の増額は、JR向原駅前の観光案内看板の破損修繕料及び観光パンフレットの増刷・印刷製本費の増です。13節の委託料、50万円の増額は、郡山公園管理業務の増に伴う、管理委託費の増です。

34ページをお開きをいただきたいと思います。

8款の土木費、1項の土木管理費、1目の土木総務費は129万8千円の減額で、職員人件費の調整及び土木管理費の事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

2項の道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費39万8千円の増額は、道路照明修繕料の増による、11節の需用費62万円の増が主なものです。

2目の道路維持費は1,507万1千円の増額で、市道の維持修繕工事費を1,900万円増額し、除雪委託費を1,000万円増額するものです。除雪委託費につきましては、県の指導により、本年度から委託方式が変更となりました。過去3年平均の降雪量により、当初契約をすることとなったことによる費用の増です。なお、実際の支出においては、精算方式により実績支払いとなります。

3目の道路新設改良費は、222万円の減額で、道路改良事業費の事業量の実績見込みに伴う予算調整でございます。

36ページをお開き願います。

3項の河川費、1目の河川総務費142万2千円の減額及び3目の砂防費40万9千円の減額は、河川、砂防事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

4項の都市計画費、1目の都市計画総務費34万8千円の増額は職員給与費の調整で、11節の需用費16万円の増額につきましては、都市計画用途図面の増刷印刷費の増です。

2目の公共下水道費、1億2,890万6千円の増額は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金の増で、そのうち、下水道事業の過疎債振替に伴う、過疎債分の繰出金は1億2,750万円です。

下段の37ページにまいりまして、5項の住宅費、1目の住宅管理費は、127万2千円の増額で、住宅修繕費として、11節の需用費、160万円の増額が主なものです。

2目の住宅建設費は、事業の執行見込に伴う費目の組替えです。

9款の消防費、1項の消防費、1目の常備消防費は265万7千円の減額で、38ページにまいりまして、職員人件費の調整と、7節の賃金76万円の増額と、13節の委託料、115万円の減額につきましては、2名分の人材派遣業務の雇用形態の変更によるものです。

3目の消防施設費、6万5千円の増額は、江の川・河川の被災水位表示板7カ所の設置経費を計上するものです。

4目の災害対策費、7万9千円の増額は、災害危険箇所表示図・ハザードマップをカラー印刷とすることから、印刷製本費を125万9千円増額し、作成委託費118万円を減額するものです。

10款の教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費は243万5千円の減額で、主な増減につきましては、13節の委託料の人材派遣委託費を減額し、1節の報酬に、非常勤職員報酬として55万8千円、また、7節の賃金に、臨時職員賃金として、913万8千円を増額するものです。雇用形態の変更は、学校給食等に従事する職種で、非常勤職員は、栄養士1名、臨時職員は、給食調理員、8名、調理員補助5名、給食搬送1名、代替調理員7名、給食事務員3名、寄宿舍調理員1名、寄宿舍調理員補助2名、寮母1名、寮事務員1名の臨時職員26名、合計30名の雇用形態の変更です。

20節の扶助費95万6千円の増額は、小中学校の就学援助対象者の増に伴う、就学援助費の増です。

下段の39ページにまいりまして、2項の小学校費、1目の学校管理費は32万2千円の減額で、事務事業の予算整理によるもので、11節の需用費12万7千円の増額は、漏水による小田東小学校の水道代の増額です。

3項の中学校費、1目の学校管理費は59万8千円の増額で、40ページにまいりまして、13節の委託料23万5千円の増額は、1月からの美土里中学校スクールバスの試行運転に伴う、運転業務委託費の増です。

19節の負担金補助及び交付金、11万7千円の増額は、通学助成対象者の見込み増による通学助成金の増です。

4項の幼稚園費4万8千円の増額は、職員給与費の調整です。

5項の社会教育費、1目の社会教育総務費は986万2千円の増額で、下段の41ページにまいりまして、7節の賃金834万7千円の増額は、人材派遣の組替えによる、図書館司書6名、司書補助7名、事務員2名、八千代の丘美術館2名、向原公民館2名の合計19名分の賃金の増です。なお、美土里体育センターの5名分の人材派遣委託については、1月から施設の維持管理を含め、委託業務方式といたすものです。

15節の工事請負費65万3千円の増額は、美土里町山村開発センター屋根修繕、甲田町小原集会所修繕工事費の増です。その他の減につきましては、社会教育施設管理費の予算整理によるものです。

2目の生涯学習推進費80万8千円の減額及び4目の公民館費67万6千円の減額は、事務事業の執行見込みに伴う予算整理です。

6目の国際交流費11万5千円の増額は、国際交流受け入れ事業の消耗品などの需用費の増です。

7目の文化芸術振興費28万円の減額及び8目の文化財保護費30万6千円の減額は、事務事業の執行見込みに伴う予算整理です。

42ページをお開きをいただきたいと思います。

6項の保健体育費、1目の保健体育総務費36万8千円の減額及び2目のスポーツ振興費65万3千円の減額は、職員人件費の調整、各事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

3目の学校給食費は、237万3千円の減額で、職員人件費の調整が主な減額理由で、増額した費目、11節の需用費31万8千円の増額は、向原学校給食センターの移動キャスター等備品の修繕料の増です。

13節の委託料22万円の増額は、吉田給食センターの給食配送業務の実績見込みによる委託費の増です。

18節の備品購入費9万9千円の増額は、向原学校給食センターの台車購入費を増額するものです。

下段の43ページにまいりまして、11款の災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費、3目の林業施設災害復旧費500万円の減額は、過年度の林業施設災害復旧費の精算見込みによる予算整理です。

もとに戻っていただきまして、6ページをお開きをいただきたいと思います。

債務負担行為の補正ですが、本年9月に、第1次の後期高齢者医療制度電算システム改修費用として、制度改正に伴う老人保健、国民健康保険システムの改修費などの債務負担行為を設定させていただいております。

このたびは、第2次後期高齢者医療制度電算システム改修費用として、平成19年度から平成24年度を期間として、後期高齢者医療制度関係システムソフト・パッケージ一式、また、関係システム導入及びシステム改修費用として、限度額6,500万円の債務負担を設定いたします。

続きまして、下段の7ページですが、地方債の補正です。

総務事業債を2,190万円減額して、6億9,980万円に、農林水産事業債を2,190万円減額して、1億8,500万円に、土木事業債を2,360万円増額して、3億9,840万円に、消防事業債を1,460万円増額して、4,970万円に、特別会計繰出債を1億7,490万円増額して、2億2,760万円に、災害復旧事業債を1,800万円減額して、1億1,820万円とし、補正後の借入限度額を26億3,460万円とするものです。

それでは本日配布をさせていただきました、人材派遣の切り替えにかかわります補正予算の資料につきましては、昼からご説明を申し上げたいと思います。

○松浦議長

説明の途中ですが、この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時09分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き要点説明を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

それでは補正の内容があったわけですが、補足的な説明につきましてご説明をさせていただきたいと思っています。

今回の補正予算につきましては、人材派遣から直接雇用という切り替えに伴います補正の組み替えをさせていただいております。一般会計の予算状況です。委託料を減額し、報酬、賃金、共済費に組み替えを行っております。結果的には不足分といたしまして、274万6千円をこのたびの補正額とさせていただいております。このたびの補正におきましては、雇用形態の変更によりまして、先ほどご説明しましたように、人材派遣から非常勤特別職員に77名、また臨時職員へ97名、美土里町体育センター派遣職員5名の業務委託としまして、合計179名の雇用形態を直接に移行をさせていただいたものです。

お手元に配布させていただいております説明資料に基づきまして、高杉総務課長の方から内容につきまして、ご説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願いします。

○松浦議長

引き続き説明を求めます。

総務課長 高杉和義君。

○高杉総務課長

失礼をいたします。

それでは資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず1ページ目ですが、基本的な予算の流れを書いております。つまり委託料を減額しまして、報酬、賃金、共済費に組み替えております。その関係で補正額といたしまして、274万6千円をお願いをしているものです。

2ページから4ページにかけては、補正予算の経費を款項別に掲げております。このたびの補正ですが、雇用形態の変更によりまして、人材派遣から非常勤特別職に77名、臨時職員へ97名、美土里体育センターの派遣職員5名につきましては、業務委託とし、合計しますと179名の雇用の形態が移行するというものです。

最初に支出の部ですが、2ページです。委託料を減額し、報酬へ組み替えたものは保育所費では、保育士58名、栄養士1名、調理員15名、合計74名分の3,786万9千円。健康づくり推進事業費では、栄養士2名分の102万円。社会教育費の事務局費では、美土里小学校給食調理場の調理員1名分。55万8千円で3つをあわせると77名、3,944万7千円の増額となっています。

続きまして、委託料を減額し賃金へ組み替えたものは、2ページから3ページにかけて掲載をしております。賃金への組み替えに該当す

る臨時職員は92名で、2,994万3千円を増額をしています。

続きまして、委託料の減額についてですが、3ページから4ページにかけて掲載をしています。7,864万4千円を減額をしています。

4ページの下段の方をご覧いただきたいと思います。

共済費を2,200万円増額しておりますが、これは直接雇用に伴う社会保険料等の増額であり、その内訳は、このたびの人材派遣から切り替えに伴うものが約120名あります。1,895万4千円。既に雇い入れている既雇用者分の補正が約60名分で、304万6千円です。

以上が支出の内訳であり、合計1,274万6千円となっております。

続きまして5ページをご覧ください。

収入についての説明です。このたびの人材派遣から切り替えに伴う、個人負担分の社会保険料の徴収金と、既雇用者の個人負担分の社会保険料徴収金がありまして、個人負担額の計算根拠はここにお示しをしたとおりですが、人材派遣から切り替えに伴う徴収金が約942万6千円。既雇用者からの徴収金が約147万3千円で、これを合計しますと1,089万9千円となりますが、このたびの補正では人員等の異動等も考慮して、1,000万円を計上をしております。

続きまして6ページから7ページをお願いします。

施設別雇用人数とその内訳を掲載しております。6ページにおきましては、施設別の雇用人数を示しておりますが、臨時職員97名、非常勤職員77名、委託職員5名の詳細につきましては、7ページの方で示しているところです。①の人材派遣期間から②の直接雇用への切替時には、20名の増員となっております。この20名の内訳ですが、保育所の保育士が17名、事務員として2名、図書館の司書補助が1名です。

続きまして8ページをお願いします。

一般会計における人材派遣からの切り替えに伴う事業費の予測を示しております。まず左から現予算額2億8,682万9千円。続きまして4月から10月までの派遣料の実績額1億5,882万3千円。続きまして11月から12月の派遣料の予測額、5,040万2千円。続いて1月から3月の直接雇用いたします期間の人件費、9,035万円を見込んでおり、したがって平成19年度の事業費は2億9,957万5千円を見込んでおるところです。

その下の収入ですが、5ページで説明しておりますとおり、個人負担金の社会保険料の徴収額1,000万円を見込んでおり、以上差し引きしますと、不足額274万6千円をこのたびの補正でお願いするものです。

以上で説明資料に基づきます要点の説明を終わります。

○松浦議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員 人材派遣等の今回の大きな補正予算にかかわる内容について、ひとつお伺いしたいと思います。

このたび市長が合併1年も経たないうちにまず、このことに関しては、大太刀をふるってやらないといけないと、それは臨時職員を委託業務に変えるということで行われました。その後問題が発生して、それが18年だったと思いますけど、見直しをかけないといけないという話で、派遣業務に切り替えられたわけです。

次はまた内容に対して、臨時職員という形で雇用形態を変えていくと。3年間の間に最初、臨時雇用されていた職員の方がいろんな形で振り回される結果になっているのではないかと思います。そのあたりで辞められた方もいらっしゃいますし、精神的な不安を抱えて、今も非常に悩まれている方もいる。聞くところによると、今回の説明についても非常に心を感じられないような説明の仕方もあったようなことも聞いております。そういう中で、なぜそんなに、また今回もこの時期において、これを出してこられたのか、非常に補正予算という中で、やる中においてはこの内容自体が、これまでは総務企画常任委員会の中でも、非常にこれを取り上げて議論をしてきましたし、また予算委員会等においてもこの問題については非常に議論してきたわけです。

ここでやるに当たっては、3回の質問しかないということなので、非常に厳しい中でこれを対応しなければいけない我々の立場もあると思います。そういう中において今回、非常勤職への切り替え、また臨時職員、委託職員というふうに分けられるのですが、なぜこれをこの時期にしないといけないのかということについてまずお伺いします。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

確かにご指摘いただきますように、こうした雇用体系のあり方について一昨年の状況におきましても、議員の皆さんの方からご指摘をいただき、ある程度の方向性としては、先ほど来説明をさせていただきましたように、17年の4月からこうした臨時職員なり非常勤職員の任用適正化を図るために、部分的には業務委託制度ということで、本市の場合も導入をさせていただきました。導入当初については、ご承知いただいておりますように特段な問題もない状況で順調に進んでおったのではなかろうかと考えております。

ご指摘いただきました、昨年の夏以降、新聞紙上等も非常に報道されましたような大手民間会社等を中心に、偽装請負の報道がなされたわけです。こういう状況の中で、本市におきましてもそうした公共事業の一体の中で、そうした偽装の請負があるのではなかろうかという

ことで、労働局等の指導検査も受けさせていただきました。

昨年来もこうした業務委託につきましては、大新東と市の地域振興事業団、ご説明、資料説明提示をさせていただいて、そうした方向性も見出していただけたということですので今日こさせていただきますとおります。

再三にわたりまして、労働局等とも協議を重ねさせていただきましたけれども、やはり内容的に派遣というのが、3年の年数があるわけです。今回このような時期ということでご指摘をいただいておりますが、スタートさせていただいて、本年がちょうど3年になるという状況です。できるだけ早く直接雇用し、次の方法という状況を検討すべきではないかということ、12月28日付でこうした派遣という方法を一たん切らせていただきまして、1月から3カ月間のクーリングオフの制度を直接雇用ということ、取り組みをさせていただいているという状況です。

以前もご指摘いただいておりますように、保育士等の職員の体系のあり方、このことにつきましても行財政改革の一環の中で、取り組みをさせていただいておりますけれども、現状の中におきましては、本日提案をさせていただいております制度が、市としての取り組むべきベターな制度ではないかというように考えております。

どちらにいたしましても現状の職員を採用すればこれは解決できるわけです。そうした保育士等の採用というのも多様な状況でもありますし、そうは言いますが本市の532の合併、その後、ある程度退職には及びますけれども、補充の体制はとっておりません。市長の方も100人の削減という状況なので、そうした一番対応ができる雇用の安定も考えた形の中で、今回ある程度の整理をさせていただいているという状況です。

やはり日額的な形だけの報酬額の方法でもありましたし、今回につきましては、報酬の是正というのも基本的には考えさせていただいて、労働者の雇用の安定をとということも重要視をさせていただいたという状況です。

基本的に今回12月を補正もさせていただいておりますけれども、やはり1月からは直接雇用を今回させていただくわけですが、全員をある程度、臨時職員また直接的な非常勤という方法の中で、この体系をとらせていただきたいと考えている状況です。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

1番 明木一悦君。

○明木議員

しかし、この施策については、非常に短期間で決められて、その中でやられてきたと。また今回も短期間でこれを切り替えられていこうとされています。市長にお伺いするところですが、この施策については、市長が先ほど言われましたように、これは大太刀を振るうのだと、

どうしても理解してもらわないといけないと。財政健全化へ向けての第一歩なのだとすることで、これを進められて、今回また戻すということは今度は負担増になってきているわけです。確かにそのときの議論においては、雇用の確保またそれに対する負担、派遣社員に変わっていくということで非常に、そういう心の負担なり、給料的な金銭的な負担も理解をしてもらいたいということでされましたけど、今回こうしてまた入れた形でまた今度はこういう形の体系に戻していくということが、今度はまたいつ戻されるのかなと、派遣にされるのかなという、不安を抱えている方もたくさんいらっしゃいます。そのあたりどのようにお考えで、そういうふうな職員を振り回されているのか、また今回の対応については3年間というのです。派遣の期間というのがありますが、実際にはこれが始まったのが今年の初めからだったと思いますが、まだ余裕があるわけで、もう少し検討をした上でされた方がいいのではないかなということも考えられるわけです。本当にこれが実際にいいのか。今回派遣職員についてからこれを切り替えることによって、20名の職員増にもなっているわけです。そのあたりどのようにお考えなのか、また今回派遣社員から非常勤、臨時職員に変えることによって、勤務時間が変わると考えられますが、労働時間が減る、それは一日の労働時間が例えば8時間で派遣されてくるものに対して、非常勤職については、一週間35時間という規定があると思います。そのあたりはどのように対応されるのか、そのままでやって非常勤職、今まで派遣職員として8時間やってきて給与体系もそれなりのものを8時間ということでやられていた。それが、今度は臨時職員になることによって35時間になるということは、時間給は減るのではないかなというふうに考えられるのです。そのあたりの対応をどのように考えられるのか、また仕事の内容についても40時間で対応できて、もしかしたらできないこともあったかもしれない。それを削減することによって、本当に仕事が全うできるのか、そのあたりどのようにお考えなのか伺います。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

安芸高田市も合併して一番大きな課題が財政改革であり、行政改革で、本当にスリムな行政体にしなければいけないということが、一番大きな課題であったわけです。そういうことで、この保育士については、これはうちだけやったわけではなく、全国各地で大新東からの派遣をもらって運営をしていると、この方が財政的には非常に助かるということで、それに飛びついたわけですが、私自身としては合理化の方法としては、この方法は誤ってはいないと思うわけですが、ご存知のように、途中で偽装請負とかそういう問題が発生して、この大新東の派遣が問題になったという経過があります。それで、安芸高田も行政機関からもそういう指導を受けて、今まで論議をしましたように、

それでは12月からは新しい形での大新東とは縁を切ってやるということで、今大新東とは縁を切って新しい勤務体制を考えたわけです。これがただいま申し上げておりますような勤務体制で、これは4月までの予算であります。4月以降新年度についても、このことはかえって非常勤特別職と事業団からの派遣ということで、身分的には前よりは安定をしてきたと思います。ただご存知のように非常勤特別職というのは、30時間という規制があります。そうすると、30時間では一週間が一日空くという問題があるので、その空いたときには、また替わった職員を穴埋めに使わないといけないという問題が出るわけです。ここらの問題の解決はまた担当部長の方から話をしていきたいと思いますが、私はこの大新東の問題を改めることによって、この雇われる職員の身分を私は前より安定していったと思いますし、もらう手当の方も下がってはいないと考えていますので、それでは誤ったことをしたのではないかとと言われるところもあると思いますが、その当時は全国各地でこのようなことが行われていたので、我々もこれは正しいと思ってやったことですが、いわゆるその後、一般の会社の請負等も一緒になって出たために改善をせざるを得ないということで、私はいい方向に改善をさせてもらったと考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

確かに非常勤職員にしますと、週30時間の体系になるわけです。そうした関係で非常に問題もあるという、10時間分の不足分ということがあるわけですが、やはり保育現場等につきましては、週30時間または4週間で120時間という状況もあるわけですが、現在でも雇用の中では、早出遅出また臨時職員そういう状況の中で、扶養の中で働かれる職員の方もいらっしゃいますし、そういう状況の中で、その園の中で勤務体系ができるような形のものを描いていただく方法になるのではないかと考えております。そうした形の中で、正規な職員に変わります非常勤職員としての報酬額等の位置づけもとらせていただき、保育の現場で対応していただきたいという考え方を持たせていただいております。

それとこのことにつきましては、関係部局等の内部の調整もあるわけですが、やはり大新東からまた直接雇用、地域振興事業団からの直接雇用、それぞれ各職場、部局、現場の方で、それぞれの責任者と市の職員の方で説明会等も開催させていただいて、引き続き身分移管をしていただいで、対応していただくということで我々もお願いをさせていただいているという状況です。

それともう一点、もう少し時間をかけてもいいのではないかとご指摘をいただいておりますが、本市が取り組みましたスタートライン、業務委託的な範囲の考え方が、労働局の指導範囲の中に派遣的な要素であるという認識をとっている関係で、19年度の半ばにおいて

そうした形のものも含み、年数の中に入れさせていただいているということで、できるだけ早くそうした是正措置をとらせていただくという方法で今回とらせていただいたということです。

以上です。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 6ページの表によりますと、臨時職員が97名という形で示されています。これは本来ここ3年、合併後どういったような状況でできているのかというのがまず1点と。それと臨時職員のあり方の問題だろうと思うわけです。本来なら臨時職員というのは、法律の上では、採用する範囲が決められているわけです。これによると、当市の場合は常用化しているのが現状です。そこには明らかに私は地方公務員法の違反もあるかと思いますが、そのためにその組織の中で臨時職員としての事務のあり方等について、どういうふうに根本的にお考えになるのか。

それと社会保険料の負担ですが、臨時職員はそれらの中に入っているのかどうか、その現状についてご説明をお願いしたいと思います。

○松浦議長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長 先ほどの臨時職員等につきましては、高杉課長の方からご説明をさせていただきます。

○松浦議長 引き続き答弁を求めます。

総務課長 高杉和義君。

○高杉総務課長 6ページの資料で臨時職員97名と書いてありますが、基本的にはその前の平成19年の12月28日までの派遣職員が159名ということですから、この程度の職員が臨時職員として常駐化しておるということです。市の方針としては、退職した職員につきましては、正規の職員としての補充はされないわけですからその部分に臨時職員等が入っていただいて、仕事をしているということですし、また保育所とか学校給食現場におきましては、その職場につきましては、必ず退職をされた職員にかわって臨時の職員を雇用しているという実態にあります。

それから社会保険料ですが、当然派遣の中には、社会保険料は組み込まれております。したがって、今度、市の方で直接雇用するということになると、うちの予算の科目でいいますと、4節の共済費の中に社会保険料、雇用保険料等も含まれているというふうな対応になっています。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員 実際的には常用化されているというのがよく理解できるわけですが、

このことによってこれからの臨時職員及び非常勤職員については、これは永遠の課題がずっと残ると思うわけです。いくら表面的な仕組みを変えたところで、根本的な解決にはならない。本当の意味での行政改革にはならないと思うわけです。そうすると一部の自治体でもされている民営化とか民間活用とかの方向でないと、このことは本当の意味での合理化につながらないと思うわけですが、そのための施策としてそういうお考えがあるのかどうか、あるいは業種別に特にこの分野については、そういったことが早急に考えられるというようなお考えがあれば、お聞きをしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ご指摘のように一番やはり問題は、人件費をどのように節減するかということが、どこでも財政改革の大きな課題であります。今、正規の人件費だけでも42億、2百億の中で40億を出ておるわけです。したがってここをどのように節減するかということが今後の課題であるわけです。したがって今ご指摘のように民営化という方法も大きな選択肢の一つであろうと思いますし、職員が減ったからそれを全部全員臨時職員でやったのでは、これは合理化にはならないということです。したがって、正規の職員というのは、800万～900万、保険料も入れれば年間費用はかかるわけです。ここをどのように節約しながらご指摘のように臨時の職員でやるか、あるいは民間委託をするかということが、今からの改革の中での課題でありまして、現在のところは最小限の臨時職員でやらせてもらいたいということでやっています。これも行政改革の一環としてご理解を賜りたいと思うわけで、ご指摘のようにこれは非常勤特別職で対応するか、臨時で対応するか、民活で対応するかというのは、今後の大きな課題でありますので、ただいわゆる民活にしても指定管理者にしてもなかなか本来の指定管理の目的は達成できていないというので、やっぱり指定管理はしたが、費用は今までと同じように要ったという問題がありますので、そこらを改革をしていく今後の課題だろうと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

関連になるかと思いますが、やっぱり合併して4年目なので、私は素人なりに思うのが、各町が保育所だけに限って言いますと、3歳以上の子どもは6人に1人の保育士が要るというような関係で、これが6つ一緒になったら、例えば65人というように一緒になったときには、6人に1人おるときは、7人要るわけですね。そういう端数の問題もひとつあると思います。足し算でいけば、どうしても1人確保しないといけないというような場合もあるでしょうし、私はこの大新東に民間委託した経過は確かにその当時の流れがありましたから、そ

れが指摘されてこういう方向に向いたということは、私はいい方に行くのではないかと思います。公共施設を臨時職で対応するということは、原点にまた立ち戻ったのですから、指摘されて、我々もそれを目が覚めたというところもあります。ただ保育所の関係とか学校の問題、いろいろあります。それを一律に考えるのはちょっと私の考えではいきつかないのではないですか、同じ臨時職でも。というのは、教育部門はせんだって問題が違いますけども、少年自然の家の問題を傍聴させていただきましてけども、あの点でも教育というのはどういうことにしっかりとした理念があるのか。市として、市教育委員会として。保育所にしてはどういうもとで保育所をするのかと。高齢者の問題はまた別ですが、年寄りの問題にしても福祉の問題でも、その部門部門で、職員さんはそれなりにノウハウを持っておられると思いますが、その軸足がきちっと整理されないと、市長が先ほど今村同僚議員に答えられましたけど、合理化一本でやれば市が財政的に助かるか。これだけでいったのでは私は悲しいと思いますが、どうですか。私の質問がよく熟知されないかもわかりませんが、部門部門で要は、一律に考えるべきではないと思いますがいかがですか。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

学校教育の問題は、これは教育委員会の管轄であり、学校の統廃合をそれを考えるかという問題もありますが、基本的には学校の統廃合をして一番得をするのは国と県なのです。これは人件費が助かる。市が人件費を払うのではないので、この間も庄原は6校、これは小規模校が非常に多いようですが、うちの方はそれほどの小規模校はないということでありまして、庄原の市長さんがおっしゃるのは、統合したがそれ以上に市費を持ち出さないといけないと。例えば通学助成やバスで通わずとかいう費用が今まで使っていた市費以上によく要ると。月給が少なくて済むので助かったのは県と国だけだと。そういうことで私は前から統廃合というのは、特に小中学校の統合は慎重にやらなくてはならないと、本当に市のためになるかということと、やっぱり子どもの教育は本当にどうなるかということを中心に考えなくてはならない。ただ保育所の場合は、全部まるごと人件費も何もかかってくるという問題があります。最近ではゼロ歳児を預けられる人が随分増えました。新しく今年できた保育園でもゼロ歳児が多いために、ゼロ歳児というのは3人に1人ですか、保育士が要るのです。保育士ばかりたくさん要るのだと。そういうような状態が今、現に起こってきています。したがって、将来的にはやはり子どもの数が減ってきているので、将来いつかの時点では統廃合ということを考えて合理化する必要があると思いますが、まだそこまでは私は、ちょっと考えないといけないのではないかと考えています。

それからもう1点は何でしたか。

- 岡田議員 福祉の問題にしても、教育の問題にしても、一般職の行政の臨時職、臨時職と全部一つに考えてはいけないのではないかと。同じように。
- 児玉市長 それは核になるところはやっぱり正規の職員がやらないといけないということでありまして、職員の中の仕事を分析してみれば、ある程度経験があればこれは臨時的職員でもできるという部署があるわけです。ある町では今日は臨時が休んでいるから答弁ができないというところもあったわけで、臨時の方が詳しいところもあるわけです。そういうことでやはり財政的な合理化を考えながら臨時と正規の職員をうまく組み合わせるとというのが、今後の工夫の仕方であろうと思います。
- 松浦議長 以上で答弁を終わります。
引き続き19番 岡田正信君。
- 岡田議員 私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、その部門部門で結局臨時職の考え方を行政の一般職の臨時職の場合と、今言われたように職員のグループのコミュニケーションで、臨時の職員にはこういう仕事を、いつ変わっても臨時で対応できるような、これは市職員全体で考えてもらわないといけない問題だと思います。ただ私が言いましたのは、保育所は市が持っていますから最終的に専門の職員の、教育なら教育に携わるという理念で臨時職をつけるのか、保育所には保育所としての仕事が、どれだけ大事かという本職員も臨時職も、今のそれらは思っても執行部体制がその理念が薄かったら、薄かったらと言ったら語弊がありますが、その理念がなかったらどういう方向に進もうとも、市の市民が被害を被るという点から、そういう構築が大事ではないですかと。一列一個に今日出ております分を、臨時職、非常勤扱いだとか、民間委託に出せばいいとか、統一に考えるべきではないかと私は思いますということをお聞きしたのです。
- 松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。
市長 児玉更太郎君。
- 児玉市長 全く同感で、現在でも保育所で中核になる職員はちゃんとした職員でおりますので、さらにそれを補佐するという職員も、ほとんど保育士の資格を持った職員であり、本来の保育の業務は臨時的職員あるいは非常勤特別職の職員で、私は質は落ちないと考えております。
- 松浦議長 答弁を終わります。
ほかに質疑ありませんか。
12番 青原敏治君。
- 青原議員 この雇用体系の変更についてですが、当初、人的業務委託にするときに、これは地方自治法で抵触するからこういう方法にするよということで、お話を聞いているわけですが、それがまた問題があつて派遣職員というふうな形になって、また今度はもとに戻っているような気がします。そうするとこれは地方自治法にはもう抵触しないのかどうか、そこらそれが一点と。それとやはりこういう人事のことについて、かなり議論もさせてもらいましたが、やはりそこで泣いている方がお

られるのです。その人たちのこともやはり忘れてはいけないのではないかという思いがしますが、そこら辺のことは考慮されて今回の雇用体系を変えられたということがあるかないか。2点ほどお伺いをいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

雇用体系のあり方ですけれども、今回12月29日から3月31日までのこの3カ月間につきましては、直接雇用ということで臨時職員という体系の中でさせていただいていることについては、ご理解をいただきたいと思っています。

当然、正規の職員で全部をすればそれは当然一番ベターな方法なのですが、その中でも非常勤職員と臨時職員とやはり人材派遣というやはり3つのパターンの体系をとりたいという考え方で、今回は3カ月間については直接雇用のクーリングオフをとらせていただいているということについてはご理解をいただきたい。

もう1点のこれは地方公務員法の関係のご意見と思えますけれども、当然臨時職員という任用根拠等もあるわけですが、1年間以上の常時雇用ということになれば、そうした法的な形がありますので、それ相当の多少の雇用期間を処置するとかいうこともあるわけで、今後のこうした体系をある程度、一番問題が出てくるのは、臨時職員だろうと思っています。恒常的に1年以上絶えずずっとしていくのかということも問題もあろうと思えますが、おおむね1年以上ということになりますと、人材派遣という制度をとらせていただく必要があるのではなかろうかと思っております。

それと今回のこうした是正をさせていただく中で、やはり一番考えさせていただいているのは、先ほど来からも意見が出ておりますけれども、ある程度報酬の関係です。今回につきましては、非常勤職員相当的な派遣にしましても、臨時職員等にしましても、そういった報酬の体系をとらせていただいて、この3カ月間というものは、今まで支払っていた報酬のものは保障して、3カ月間を雇用していただきたいというような考え方で整理をさせていただいたところではあります。

以上です。

○松浦議長

12番 青原敏治君。

○青原議員

答弁になっていないです。もう1回答弁してもらってください。

○松浦議長

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

補足的なことにつきましては、高杉課長の方から説明をさせていただきたいと思えます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務課長 高杉和義君。

○高杉総務課長

まず最初に今回の取り扱いですが、地方公務員法には抵触しないのかということですが、基本的には抵触をいたしません。今の労働派遣

法の関係で、平成17年の4月から私どもの市の方が委託しておりました臨時職員の対応等につきましては、労働局の方から人材派遣に当たるということで、3年の期間が設けられたということです。したがって、平成17年から3年といたしますと、20年の3月31日ということです。その派遣法によりますと、その場合には、3カ月と1日のクーリング期間を置くということで、今答弁をさせていただきましたように、少し半年ばかり早めにそれをクーリング期間をとらせていただいたということです。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

12番 青原敏治君。

○青原議員 もう1件は答弁をいただいていませんが、今聞きますと地方公務員法には抵触しないと、それではなぜ業務委託にしたり派遣業務にしたりしてきたわけですか。私はそこが聞きたいのです。抵触しないのだったら、今までどおりでもよかったのではないかという思いがしますが、そこら辺はどうなのですか。これは増元副市長にも私は話をしたような気がしますが、行財政改革の一環としてこういうことをさせてもらうのだと聞いて、しぶしぶではありますが納得した経緯があるのです。そのときもやはりそこで辞められた方等々のことも話をさせていただきました。そういう人たちのことを配慮されたのかといっても先ほども質問をしましたが、その答弁もないし、そこらあたりをもう一度答弁をしていただきたいと思います。

○松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長 合併初期の平成17年に職員の変更を行ったわけですが、そのときの我々の一番の問題意識というのは、旧町来からそういう取り組みがあったわけですが、いわゆる臨時職員として年間雇用であったり、月額雇用であったりということで、保育士の資格を持っておられる方、そのほかにもあったわけですが、そういう方を雇用していくという。ある町によっては臨時的な3カ月分のボーナスを出したりというような雇用形態がありました。そこらを統一したいということがありましたし、年間雇用で同じ人を何年間も続けて雇用するというについては、地方公務員法上の違法行為であるということがありました。非常勤特別職として位置づけて、週30時間で臨時的な任用についてはこれは地方公務員法の範囲でしたけども、我々の運用というのはそれを少し逸脱いたしまして、年間雇用で同じ職員を継続的に正規職員と同じように雇用するということがありまして、それは地方公務員法上問題があるということで、これは大新東なり事業団等の民間の方に身分を移管していただいて、そうであれば一種の継続雇用ができるのではないかと、それでもって各職場に派遣のような形で来ていただくと、業務の一部をやっていただくということで、それならクリアできるなという問題意識がありまして、そういう方法をとらせていた

できました。

今回先ほど部長が申しましたように、非常勤特別職、週30時間の雇用、それに加えて臨時職員の雇用。これは継続雇用はやはり難しいと思いますので、職種によりましては、いろいろ変えていかなければならないのではなかろうかと。それに加えまして人材派遣、これは3年間のひとつの限度があるということで、ここらの3つの形態をうまく組み合わせて、また働く方もそれぞれのニーズがあり、自分は扶養に入っているとか、週の何時間しか働けないとかいう、多様なニーズがあるわけなので、そこらを働く方の立場からもまた我々雇用する方の立場からも適切な運用ができればということで考えております。

これから公共サービスをやっていく上で、やはり多様な雇用形態というのは、私は必要であろうと思ひまして、今後地方公務員法等の改正も視野には入っているようではございますけれども、現行法の中では非常に正規職員でやるべきだという地方公務員法の精神がありますので、そうでなかったら臨時的な職務に対しては臨時的な雇用形態をなさないと、そうでなかったら正規の職員でやるべきだというひとつの法の精神があるわけなんです。そこはやはり人件費の問題もあるし、様々な観点の中からお互いに最良の方法を探っていこうというのが、平成17年、合併来からの安芸高田の取り組みであろうと思っております。そういった意味で3つの形態があるということは、職場によってですが、職種によって同じ保育士さんでも非常勤特別職の方もいれば臨時的な職員もおられるという、そういう組み合わせでもって職務を成り立たせていこうという努力の方を、ぜひともご理解をいただきたいと思ひます。

それとこれまで雇用の形態が不安定であるということも我々も何度もお聞かせをいただいておりますし、民間の雇用形態になったということは、非常に疎外されたというふうな心情的なこともお聞きをしております。そういったことを含め、やはり今回直接雇用を基本にさせていただきますので、給与形態も含めて改善をし、これまでいろいろ働く立場の皆さんからはいろいろ不安定な思いをしていただいたわけですが、保育なりそれぞれの業務の主旨をご理解いただいて、一緒にやらせていただきたいということで、今回も改めてお願いをさせていただいております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番 川角一郎君。

○川角議員

今副市長の方から大体私が尋ねたいことについては、おおむねまとめをされたようですが、先ほどからいろいろ意見が出ておりますように、非常にこのことにつきましては、ひとつの財政の問題もありますし、そして相手が百7、80人というのが、これによってかなり精神的にも左右されるという非常に大きな問題であろうと思っております。

すが、時代の流れで、よかれとやったことが、いろいろな法律やあるいは考え方によって修正されるということがありますので、それに基づいて今まで市は対策をされたというふうに認識をしております。このことが今後また12月からこのような形態に変わってくるということですが、どの企業においても、やはり一般職の職種とそして臨時あるいはそのような関係で雇わなければならないというのは、発生していると思うのです。そこらを考えてみたときに、やはり財政ということを考えれば、当然さっきありましたように一般職が辞めた場合には、ある程度一般職でなければいけない仕事がある。穴があいたという場合には、やはり臨時職で対応する必要もあるのではないかと思うわけです。

さっきもありましたように、本人も正職では働けないけど臨職ならお世話になりたいというのかなりの方がいるわけです。子育てとか家庭環境によってです。そこらをこの中でどのように対応していくかということで、やはり市の雇用体系の中でも非常にそこらが必要だろうと思います。臨時関係、非常勤含めてです。ですからさっきからもありますように、やはり制度はいろいろ変わってくるとは思うのですが、市の財政なり、長期にわたっての見通しを立てながら、そこらの取り扱いといいますか、あり方というのを考えていかなければ、ちょっとしたひとつの改選によって、また変えるということになると受ける方としては、非常に大きな痛手になってくるということがありますので、そこらのかっちりした方向づけといいますか、大変難しいことではあると思いますが、市だけの問題ではない、どこでもこれはあると思いますが、そういうことでここらの今後の見通しといいますか、そこらの考え方について、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

行政を運営する上で、職員の定数なり資質はどうあるべきかということが、大きな今後の行政運営の課題であります。現在市長も方針として出されておりますように、住民千人当たりの職員数といったような指数もあるわけで、住民千人当たり安芸高田の場合は13名だったのですか。これは全国的なモデルの中での話ではありますけども、10名が一種の理想であろうと、中山間地域も含めまして、もっともっと低いところもあるわけですが、安芸高田の場合は千人当たり職員数10名というふうなひとつの指標が目標になるのではなからうかということがあります。ただそこに行くまでには、いきなりは行けないので、合併時の職員数よりも百名を目標に掲げていこうではないかということをして今やっておるわけです。そうなりますと、これまでの様々な業務を正規職員でやっておりました。保育所もそうですし、様々な分野がそうです。ただ、それを見直していかなければいけないということで、

これは知恵と汗を出せば当然できるのではなからうかと思ひます。ですから、完全に民間にお願いをする民間委託や指定管理という方法もあるでしょうし、市が直営でありながらもそういった非常勤特別職の皆さんなり、非常勤職員の皆さんに協力をいただいてやる業務、あるいは、上下水道等々、包括的民営化というふうなことも議論をされております。保育所もそうでしょうし、給食センターもそういった議論があり、民間の力をいかに取り込んでいくかということが、これからの行政運営のひとつの課題になるのではなからうか。そうしないと42億円の人件費というのは、減っていかないであろうと思ひますし、現在450名くらいの職員とそれからこの非常勤の200名近い職員が動く中で、行政サービスが行われており、これをもっともっと全体的に見直していくということは、必要なことではなからうかと思ひます。今回非常勤特別職と臨時職員、派遣、業務の委託、指定管理、こういった今考えられる制度を最大限活用して、新年度へ向けて取り組んでいきたいと思ひております。

以上です。

○松浦議長

これで答弁を終わります。

質疑の途中ですが、14時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時06分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を受けます。

質疑ありますか。

6番 川角一郎君。

○川角議員

先ほど答弁をいただきましたが、やはり基本になるのはちょっと話も出ていましたが、これからの財政を考えた場合には、やはり早い時点である程度の見込みをつけてその施設の統廃合ということが一番ではないかと。今日のこの一般会計の補正とは直接関係はないのですが、これを論じるときにはそこらが一番原点になってくるのではないかと。思ひますし、これからの運用の仕方といいますか、正職員そして臨時、お互いに仕事の分野によって非常にそこらは使い分けといたら悪いですが、役割というのがおのずから違っておりますので、そこらは十分見極めながら対応をいただきたいということと、一つちょっとわかりにくいですが、7ページの方でありまして、4月1日までは派遣と、そしてこれから3カ月は今のような体制でやっていくと、また20年4月1日からまた派遣に返していくよというこの7ページの表ではそのような表現になっておるわけなので、そこらがわかりにくいので、いきさつとといいますか、それをわかりやすく説明をしていただきたいと思ひます。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務課長 高杉和義君。

○高杉総務課長

議員ご指摘のように施設の統廃合も含めまして、この7ページにお示しをしておりますように、平成20年の4月以降の雇用の体系につきましても、それを少し配慮したような形での考え方をさせていただいております。

基本的には保育所につきましては、引き続き施設の統廃合を早急にするというよりも、もう少し子どもの数相当を把握していこうということで、市の直営の方式をとりたいと考えております。

学校給食調理場ですが、これは2年後には給食センター化するというような流れになっていますから、それに対応すべきその期間の雇用体系を考えたものです。

図書館等につきましては、吉田の中央図書館とそれぞれの町にあります図書館とのネットワークづくりといいますか、図書館のあり方、その方につきましてももう少し雇用体系も含めて、運営をどうしていくのかということ議論する必要があるというふうな形で、引き続き今派遣にしていきたいと考えております。

業務的に例えばレセプトでありますとか、社会体育施設におきましては業務委託ということで、丸投げをすと言っているいいですか、投げ出しても対応できるであろうというふうな形。社会施設そのものも今のところ市の事業団の方で管理していただくような形の中で整理できないかというふうなことを考えております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

6番 川角一郎君。

○川角議員

ちょっとわかりにくかったのですが、派遣社員にこだわるわけではないですが、やってきたがこれは無理なんだということで、3カ月返して今度4月からいくということは、説明がありましたが、それではその12月28日までにやったのが、ちょっとは知っているわけですが、大新東の関係等もあって問題があるので整理することではありますが、今度の派遣先、そこらの考えは今から協議されるだろうと思いますが、そこらの今までと今度の派遣のあり方についての考え方といいますか、そこらは十分整理ができるわけでしょうか。そこがわかりにくかったので、以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務課長 高杉和義君。

○高杉総務課長

平成17年4月1日時点で、業務委託というふうな形で基本的には請負形式ですが、その形態を保育所でいいますと大新東。それ以外の給食センター等につきましては、市の地域振興事業団という2つをつくりましたのは、市の地域振興事業団の方がノウハウと言っているいいで

しょうか、経験がないというふうな意味も含めまして、大新東に習うと言っていいですか、やり方等も参考にしながらということがありました。しかし、この3年が近づいてくるということで、その分につきましては、一定の整理ができるのではないかとということで、これにつきましてはもどの団体へ業務委託をするかということについては、年が明けて2月の中ごろまでには、決定をしていきたいと考えております。そういうふうな形でクーリング期間を置きながら再度派遣を使っていくということですから、この繰り返しは非常に市の行政としても望ましくないという判断はしております。したがって、20年4月以降の3年間で一定の方向等を考える必要があるかと考えております。以上です。

○松浦議長

答弁を終わります。
補足説明の答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君

○児玉市長

この派遣職員については、大新東との関係でいろいろ問題があったときに、議員の皆さんもこれは地元の地域振興事業団へさせた方がいいのではないかとというようなお話もありまして、基本的には今後の派遣は、地域振興事業団にお願いしたいというように考えております。

○松浦議長

答弁を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

16番 山本三郎君。

○山本議員

30ページの火葬場についてお伺いします。

火葬場で補正が蓬莱苑が41万円、甲田火葬場が170万1,000円と計上されておりますが、甲田火葬場についてお伺いしますが、この甲田火葬場につきましては、過去火葬がうまくいかなかったという状況があり、当事者には非常によくないことがあったわけですが、その後いろいろ修理をされておりますが、今回のこの甲田町の170万余りのものはどのようなことなのかと思いますが、金額的にもそう多くないので、また応急処置的なものなのか、その内容を少しお聞かせいただきたいと思っております。

それともう1件は、34ページの中の土木費の道路維持費の中に、道路維持費2,900万円の補正で1,000万は除雪に費用を充てるという説明を受けましたが、あとの1,900万はどの地域がどのような内容のもので道路維持の補正を組んでおられるのか、内容を少しお聞かせ願いたいと思っております。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市民生活部長 平下和夫君。

○平下生活市民部長

30ページの火葬場の修繕費のお尋ねですが、甲田の火葬場につきましては、数カ月前に途中で火が消えるといったような状況がありまして、それを修繕はしましたが、また先月に最初管理人の方が朝、点検をされます。そのときに最初に火がついたわけですが、途中で

消えたといったことがありまして、火葬の予約が入っていましたが、急遽よその火葬場に回してこの点検を行ったところですが、非常にその故障箇所の原因というのが非常につかみにくいといったことで、前回の場合については火葬の前段でわかりましたので、対応できましたけども、途中でしたら遺族の方に非常にご迷惑をかけます。そういったことで、部分的な修繕ではなくて、バーナーの一連のユニット的なものの入れ替えと、これを根本的に考えるべきではなからうかといったことで、今回いずれにしても応急的な措置ではありますが、ユニット的な入れ替えと、そういった修繕を行う予定にしています。

以上です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

道路維持関係のご質問ですが、これは当初予算を立てるときに各支所ごとの道路延長である程度の案分をさせていただいて、各支所で道路維持の調整に当たっていただいているということです。大体これまでの状況が400万から800万程度、その状況によって違いますが、その程度の維持費を使っていたらと。その後昨年の災害等あるいは今年の大雨の中で、災害では見られないところの土砂の流出とか、路肩の崩壊などあわせまして、今回今年度末までに1,900万程度要るであろうということで、予算をさせていただいております。

それぞれ地域の実情は違いますが、基本的には各支所の方へある程度の配分をしながら対応するというので、あわせまして約6千万程度は年間の維持費として要するというふうに見込んでいます。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

16番 山本三郎君。

○山本議員

火葬場につきましての今回の修理につきましては、説明を受けまして内容はよくわかりましたが、たびたびこういう事態が発生するということは非常に当事者にとっては何ともいえない思いがあると思いますので、このことについては、火葬場建設を早期にしないでほしいということが実態にあらわれていると思いますが、このことにつきましては、火葬場についての特別委員会という委員会ができておりますので、深くは入りませんが、今後こういう事態が重なるようでは、やはり早い時期に物事を考えていかなければいけないと思います。

次に道路の維持ですが、部長が各支所ごとに考えて計画をしておるということですが、非常に市民の中にはやはり均衡のとれたものを求めておられるのが、いろいろな部署にありますので、そこらを十分重視しながらこの計画を実施していただきたいと、このように今つけ加えて質問を終わります。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

14番 杉原洋君。

○杉原議員

34ページの道路維持費で除雪についての説明もあったわけですが、このことについてのお願いですが、雪の降る時期を迎えるわけです。美土里・高宮の周辺におきましては、大変な豪雪の地域です。そうした中で除雪の作業を速やかにできるように取り組んでおられますが、やはり住民の方からはきれいに取ってもらいたいと。安全性を重視してもらいたいというふうな要望が今非常に強いわけです。

そしてご承知のように、そういった条件の中で通勤にしても通学にしても一番遠いわけです。そこらあたりを県の方とも協議をなされて、住民の願いにかなうような除雪をしてもらいたいと思います。

それと40ページが中学校費におきまして、美土里中学校のスクールバスを1月から運行すると挙げておられるわけです。大変ありがたいことでもありますし、これは願っておりました。今年の当初予算に挙げてもらいたいという思いで随分時間を費やした経緯があるわけですが、今後、美土里中学校のスクールバスということについて、これを定着していただきたいと私は思うわけです。このことについて、今後の取り組みというものをどのように考えておられるのかお尋ねをするものであります。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

除雪のご質問ですが、ご質問のように冬場になりましたら特に美土里あるいは高宮また吉田の北部の方については、大変な状況にあるということは、平成17年の末からの雪で我々も十分承知をしたわけです。そういう中で、県とまた市の方と一体となって除雪業務に向けて地域の各業者の方へお願いなり、また今年度からは少し委託の方法も県が変えるというので、そこらの統制をとりながら今各業者の方へ契約をしているところです。そういう中で、非常に各業者の方も近年の公共事業の減少の中で、大変厳しい環境でこういう業務に取り組んでいただいている状況ですが、それぞれの除雪計画に基づきまして、やっていただくように我々の方も十分お願いをしたいと思います。ただ、一斉に除雪ができないということがありますので、やはり幹線の主要地方道あるいは国道、また市道というところでやはり地域的な格差が出るということもありますので、その点については十分ご承知をいただきたいと思います。県の方も除雪につきましては、先般説明会等を開いて企業の方にもお願いをし、市の方も一緒にお願いをさせていただいたような状況なので、ご質問の主旨は機会あるごとにお伝えをしたいと思います。

以上です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまの美土里のスクールバスのご質問の件ですが、定着をというのですが、今回の補正でお願いをしましたのは、智教寺という集落の問題がありまして、本来旧町でスクールバスを実施しておりましたのは小学生対象でした。美土里町にはご存知いただきますように、中学校には寄宿舎の朝光寮がありまして、6キロ以上の通学困難な生徒に対しては寄宿舎に入っただいて、対応するという考えで現在まで運用をしてきております。しかしながら、現在行財政改革の中でも、教育費全体の中で朝光寮の問題も検討をしております。そういう中で今後、朝光寮の問題と整理をしながら、このスクールバスの検討を地元の保護者の方とも協議しながら検討をしていきたいと考えておりますので、今後の検討ということにさせていただきたいと思っております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

人材派遣についてももう一度お伺いしたいと思っております。

今までの説明の中で、要は大新東と地域振興事業団この2つの業者に対して人材派遣を求めていたと。しかしこれも今年いっぱいといわゆる非常勤であるとか、臨時職員として来年3月までやりますよと。さらに来年4月からは一部非常勤、嘱託員を残して、後は大新東は業務を行わないと。地域振興事業団にすべてを任せていくという、先ほど市長の答弁ではそういうことになろうかと思っておりますが、当初の約3年前に振り返ってみますと、保育所に関しては専門的な知識も必要だし、民間の今までの豊富な経験を生かしてということで、大新東の方へ派遣業務をお願いしたと。例えば大新東の、私は肩を持つわけではありませんが、当時から振り返ってみますと、いわゆるそういう専門職の方も雇用しないといけないと。したがって社員の募集から要請からやってこられた経緯があります。その方が今いわゆる元大新東の社員だった方が今度は非常勤特別職になるわけです。来年さらに引き続いて非常勤特別職になる人もいれば、地域振興事業団へ移行してそれでまた派遣で来ると。私が言っていることが多分ご理解できると思っておりますが、そうすると市の行政として民間のそういうノウハウを利用したといえますか、言葉は適当ではないかもわかりませんが、そういった企業が大変苦勞されて積み重ねてこられた、そういった経緯というものが市としてはどのようにとらえているのだろうかという部分があるのです。そこらあたり少しご説明をいただければと思っております。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

確かにご指摘いただきますように、こうした行財政改革の一環の中で導入をさせていただき、我々の担当職員も先進事例を市なり町へ行かせていただいて、そういう状況の中で取り組みをさせていただいた状況です。

確かに当初のスタートラインの大新東も独立的な形の中で、実施をされておりましたけども、2年中途等から非常に大新東自体も経営的な環境もありますし、やっぱり分散化されたり、統合されたりということで、広域的な観点で物事を整理をされておりました。非常に部門別には幅広く実施していただき、安芸高田市のこうした委託的な方式がスムーズに進んだということも事実であると考えております。

これまでの経過の中で、議員さんの方からもご指摘いただきますように、当然我々も大新東の考えを全部無視してどうこうということでは今までさせていただいておりません。十分、大新東の社員さんであり、雇用された形の体系の中でこういう形態の取り組みを変えさせていただくわけでありますので、会社と市でやはりそうした密の連携をとらせていただいて、スムーズな移行ということの取り組みを今日現在までさせていただいて、円満に市に対するご理解をいただいたものと解釈をさせていただいております。

いろいろな大新東さんの雇用体系、非常に保育士さんの市内のエリアからの人員も非常に限られた形がありますので、やはり他市からも応援ということもしていただいた、一時はあったろうかと思えますけども、現状の中では、本市のそうした対応の中で現在やっていただいていると考えております。状況等なり先ほど課長も説明させていただきましたように、我々そうした保育現場におけるノウハウというのもある程度、正規の職員も知恵をいただいたというのは事実でありますし、こうした今回の分については、円満にご理解を得させていただいて移行をさせていただいていると考えております。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

11番 藤井昌之君。

○藤 井 議 員

今、総務企画部長の方から円満にという言葉もあったかと思いますが、どうですかね、それは私が聞き及んでいるところによりますと、大変そういう専門的な立場の職員がいないということで、ここ数年、今、部長が答弁いただいたように安芸高田市内の中では限られて、そういう人材がいないということで、周辺市町の方からも派遣をしてもらっているということもありましたし、例えば今年3歳未満児の施設ができて、ここは指定管理者制度をしましたが、例えば指定管理でやられておりますが、大新東の職員をそちらの方へ、言葉が適当かどうかわかりませんが引き抜きということもご承知だと思います。そういうところを行政としてどのように見られているのかなど。企業同士だからいいという問題ではないと思います。こういうことが、例えば市内の中で起こってくるとどうなるのだろうか。例えば指定管理で任せていても、そこがやっていけなかったらそれでは市の直轄として非常勤であるとか、臨時職員であるとか、そこらをやっつけられ

るのかを行政の立場として公平公正な立場で見えていかないといけないでしょうし、もしそういうようなことがあると、行政の方はきちんと指導をすべきだろうと思いますが、そういったこともされずに今日まで来られた。私はその中身の実態を見させてもらったときに、こういったことが果たして行政で通るのかなど。民間の大新東さんとそのノウハウを約3年間来て、私は円満にそこらあたりがされているとは通常やっぱり思えないです。その3年間の経験を踏まえて、次の地域振興事業団へ託すと。果たして民間企業が長年の経験を持ってやってこられたことが、全くのわからない団体が3年間のそういうノウハウをきちんと継承して発揮できるのかどうか。問題なければそれでいいかもわかりませんが、やはり問題があったときにどういう対処、対応ができるかという、そこらまで私はきちんと見ていかないといけないと思います。

したがって別に私は、先ほどから申し上げているように、大新東の肩を持つわけでもありません。しかし公平公正の目から見た場合に、まだまだ私は安芸高田市の行財政改革の一環であるすべての課題に対して、私は大新東のノウハウをもっともっと利用してもいいのだろうと思っています。今までの経緯、私ももうこれ以上深くは言いませんけれども、そういったあたりのことが行政として果たしてよかったのかどうか、このままで来年4月からまた新たなスタートを切るわけですが、そういったことが果たしていいのかどうかという部分について、お伺いをしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

確かに3歳未満児の施設を設置させていただいて、指定管理という状況の中でスタートさせていただきました。当然60の定員ということで、ゼロから3歳未満児の数も非常に多いということで、保育士の採用というのを苦慮されたということは、現場の方からも聞かせていただいております。そういう状況の中で、現場の方ともいろいろそうした指定管理の制度の運用という形の中で、そこには給食業務も一部あるわけですが。そういう状況の中で保育士と給食の対応ということで、大新東さんと協議を重ねていただいたという状況は聞かせていただいております。

それと当然今保育所における保育士の職員数、派遣職員数は78名おります。そうした78名の保育士さんを74名を非常勤の対応でさせていただくと。その後の21名につきましては時間数の足りないところを臨時職員で10時間分の補てん等なり、早朝なりそれと夜の対応ということでさせていただこうということです。

大部分の現在、大新東さんにおられる職員さんについては、非常勤の職員さんに職の対応をさせていただきたいというように考えております。78名の中で、21名おられるわけですが、4名の方は大新東

さんの職員になっておられるということですが、その方も本人さんの都合等もありまして、やはり扶養の範囲とかそこらのことについては、十分、今の雇用体系をもとにして、スムーズに市の方への移管ということとさせていただいております。

当然指定管理の施設につきましても、ある程度の連携は十分とらせていただくということもありますし、給食業務につきましても、大新東さんの方が現在も取り組まれているのではないかと考えております。

その点については十分行政サイドも連携を密にさせていただいて、現場が一番だろうと思いますので、そこらの点も連携をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

議長。

まず最初にお聞きしたいのは人材関係のことですが、この期間について3カ月とされています。クーリングオフ期間ということで先ほどから説明をいただいておりますが、このクーリングオフというのがまず意味がわかりません。何の目的でクーリングオフをする必要があるのか。大新東から直接地域振興事業団に変えるのであれば、そこで一気に変えても問題がないのではないかなど。特にその大新東から変えるということは、大新東に問題があるという、先ほども何か市長の答弁の中にあつたというふうに思いますが、どういう問題があつたのか、それもはっきりわかりません。

それが今2点ありましたけども、それから実施日ですが、なぜ年末の3日間、土日月というのが入っているのでしょうか。1月1日からなら1月1日、もしくは年明けの3日ぐらいから始めても問題はないのではないかと考えますが、なぜ12月の最終の3日間が、それも週末、大晦日という日を加えているのか、それは意図が理解できないというのがあります。

それから当初市長が言われましたけども、市長のうたい文句でありました、人輝く・協働のまちづくりという中で、以前にも当初私もこれについてはお伺いしたと思いますが、財政行革の関係で全国的に大新東がやったというふうに先ほど答弁いただきました。しかしその中には全国的な例を見ると、先ほど言いましたように、協働のまちづくりという形で、NPOを立ち上げてNPOによる支援をいただいてやっていると。その方が財政的にも非常にメリットが見られるということで、そういうことをやっている市町村も多く見受けられると思います。そのあたりは検討されて、なおかつ今回のこういう形にされているのかということと、もう一つ最後にやはりこういう立場に置かれた臨時もしくは派遣の方に対して、先日は職員対応にメンタルヘルスの

研修会を開かれたと思いますが、やはり心のケアをしてあげる必要もあると思います。そのあたりの対応をどのようにお考えかお伺いするところです。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務課長 高杉和義君。

○高杉総務課長

それでは1点目ですが派遣の期間です。クーリングオフの期間というのは、派遣法によりますと、3年の派遣ができると。引き続き派遣を求める場合には、3カ月と1日の期間、クーリングオフの期間を置きなさいということであります。その期間というのは、本人の申し出によりましたらその事業所に雇用をしていただくというふうなこともあります。そういう意味でどうしても3年よりも短い場合にもその3カ月と1日という期間は置かなくてはならないということです。したがって、市の方が大新東等に人材派遣をお願いしているわけですから、本人の希望によりまして市の方で直接雇用をしていくということになってまいります。

それから第2点目。12月29日からの雇用になっておりますが、これは雇用されている人の社会保険等が12月28日で切れます。その関係で社会保険等を引き継ぐという意味でこの12月29日からの雇用の形態をとらせていただいているということです。

それからご承知いただきますように、大新東につきましては、全国展開をしておられまして、その平成17年のときには、そのノウハウ等につきましてもいろいろと説明を受けながら、この業務委託をすることによっての法的な問題等もクリアできるというお話はいただきました。そういうふうな意味も含めまして、大新東のノウハウを生かさせていただいている意味もあります。ただNPO等の立ち上げにつきましては、この市内ではなかなかNPOの立ち上げが遅くて、そういうふうな状況にはその当時にはなっていませんし、今回考えるのには、NPOは考えておりませんでした。それから人材派遣の派遣社員等、職員等につきましては、大新東それから市の地域振興事業団等問わず、その該当者に対して説明をして納得をして、理解を得ながらスムーズな形で、平成17年のときにはそれぞれ事業団なり大新東なりへ移行していただきましたし、今回につきましては、市の方に移行していただくというふうなことで説明はさせていただいております。その説明が十分かどうかということにつきましては、誠心誠意を持って、その該当者に対してその直接雇用をしております、地域振興事業団の方も一緒に説明をさせていただいております。そういうふうな関係で、理解を得ているというふうな認識を現在ではしております。

ただメンタルヘルス等の対応ですが、これは職員には研修をしましたが、該当者に対しては早く気づいて対応することが、ひいては企業の利益と云っていいですか、その仕事の能率の向上につながるという

意味で非常に大事なことだと考えております。

今後におきましてもそういう側面も含めながら市の方として、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

ちょっと補正のことについて、数点お伺いをします。

まず歳入で市政の関係ですが、個人税を中心に約2千万の、個人税は7千万合わせて税金の関係で2千万の減ということです。その現状について今の段階でお知らせを願いたいと思います。あわせて入湯税も230万の減額になっておりますが、その現状についてお知らせを願いたいと思います。

次に歳入の方の関係で、17ページの雑入ですが、自治振興課関係雑入ということで宝くじ普及宣伝助成金が2,940万。それでこの説明については、10ページ的美土里町旧小学校跡地の整備事業に充当するというふうに聞いたつもりですが、実際、それでは美土里町の跡地整備事業については、整備費がどのぐらいで見込まれるのかについて、ご説明をお願いしたいと思います。もし聞き間違いがあれば、その関係をお知らせをお願いしたいと思います。

次に歳出の方ですが、22ページの振興事業費の関係です。地域振興支援費として640万。それから外郭団体補助金として1,361万3千円。これらが補正されておりますが、これらの具体的な用途についてももう少し詳しい説明をできればお願いしたいと思います。

それと28ページの児童福祉の関係ですが、最後に子育て支援センター運営費として451万8千円がプラスに補正をされておりますが、実際この数字の根拠及びその効果のほどについてご説明をお願いしたいと思います。

次に農林業の方の関係ですが、有害鳥獣対策事業費として536万1千円が追加補正されております。ちょっと当初予算の関係と比べておりませんので、そこに至った経緯についてご説明をお願いしたいと思います。

最後になりますが、35ページの道路新設改良費ということで、県営の事業負担費が2,050万円の減。それから県委託金、県道改良事業が200万円の減で、それを地方特定道路整備事業ということで、振り替えだと思っておりますが、それはいかなる理由なのか、そこら辺について、ご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

まず政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

まず22ページの地域振興事業費の関係ですが、640万円の補正

を挙げさせていただいています。これは生桑の小学校の跡地利用ということで、昨年度整備をさせていただきました。その継続の事業ということで、実はプールがあったわけですが、これの跡地をどうするかということで、地元でいろいろ議論をしていただきましたけど、プールをこのまま放置するというのは非常に危険な状況になります。よく子どもが落ちてというようなこともありますので、したがっていろいろと振興会を含めてご議論をいただいていたのですが、この際それを解体除去しまして駐車場が不足ぎみなので、駐車場20台を整備をしたいという地元からのご要望がありました。幸い今年度、昨年度からの継続の事業ということで、合併特例債等の財源も手立てをされるという状況もありますので、危険なプールを放置するよりも、この際地元のそういった要望に沿って整備をするという方向をとらせていただいたものです。

それから次に1,300万円余りの補助金の関係ですが、これは八千代町開発公社の職員が2名今年度退職します。本来ならば、退職金に当たるものは積立てをしておくべきで、これは当然財団法人である公社が積立てをしておくというのが通常ですが、残念ながらこの間の経緯を見させていただくと、そういった積立てが全くなされていないということでした。そういうことの中で退職をするということであれば、退職金の支払いということが生じるわけで、1月から3月までのいわゆる給与とそれから退職金の総額等差し引きしまして、2名分1,313万6千円を公社の方へ支援をして退職をしていただくことをするものです。

ご承知いただいておりますように、財団法人につきましては、将来統合ということを念頭におきながら、現在調査研究をしておりますけども、やはり統合という段階に至りますと、こういった処置は遅かれ早かれとらざるを得ないというのが実態なので、市としましても退職をされるという方の意思を取り入れまして、このような処置をするものであります。

それから前後して申しわけありませんが、雑入の宝くじの関係です。これにつきましては、横田の小学校を現在、屋根付の多目的広場ということで整備をしております。これは小学校の統合に伴います跡地利用ということでしているものであります。今回幸いにもこの事業を今年度申請しましたところ、宝くじの支援をいただく。その金額は先ほどご指摘がありましたように2,940万円です。これを充当させていただいて、合併特例債を減少するという形での今回補正をしております。横田の小学校のいわゆるそうした総事業費は、5,192万円。これは設計管理それから建築工事、解体工事等々を含むものです。

当初は合併特例債を4,920万円充当するという予定にしておりましたが、宝くじの助成金が2,940万円入ることの中で、その金額を引きまして、合併特例債は2,130万円、その他一般財

源を122万円ということで事業を行うものです。

以上です。

○松浦議長

答弁を求めます。

市民生活部長 平下和夫君。

○平下市民生活部長

それではお尋ねの市民税の補正につきまして説明をします。

ご承知のように税というのは市政の経済動向によって大幅に変わってまいりますが、現在把握しております数字につきまして説明します。

当初予算市民税の個人ですが、課税所得の推計を当初では昨年と同額程度の見込みをしておりましたが、実質的に判明しているのは、約3%減。0.97といったような数字が今のところ出ております。これに影響を受けますのが約3,900万あります。そしてこの7千万がすべて税の減収ではなく、税源移譲によりまして、新設されました税額控除額、調整控除と申しますが、これに申請されましたことにより、3,700万の減が見込める。これは軽減といったこととなります。これは当初の段階では判明しておりませんで、その後制度が確立して19年度で整理をしております。この税額控除の助成控除の対象になった方につきましては、1万3,560人といった状況にあります。

先ほど言いましたように、経済動向といいますのは、個人の所得というのは伸び悩んでおります。しかしながら法人は少し回復基調にあるのではないかとといったような状況が見えます。と申しますのは、次に出てきます法人の市民税。これにつきましては、当初見込んでおりましたのが2%増、1.02といった指数で算出しておりましたけども、10月末現在におきましては、約130%の伸びといったものの実質的な数字が上がってきております。しかしながら年度末の決算期を迎えまして、還付という事態が生じてきますので、約120%の増で見えております。これが連動しますのが、次に出てきます固定資産税の償却資産ですけども、法人の投資額というのが、これにつきましても当初の見込みは1%減といった見方をしておりましたが、実質的には4%の増といった投資額が増えております。こういったことが企業の側には増収といった投資額も増えておりますが、個人の所得については、減といった現状が今のところ出ております。

それから入湯税のこともお聞きになりましたので、説明をしますが、現在のたかみや湯の森と神楽門前湯治村の利用者の推計で行きますと、大体月に1万6千人程度の方がこの2つをあわせて利用をされております。しかしながら今からの時期を迎えますと、最終的に1万4千2百人程度の平均値で、この程度になるのではなかろうかといった状況が伺えますので、当初見込んでおりましたのが2,790万で、補正で見込まれます最終的な決算額の見込みですが2,556万。この差額について、マイナスの230万の補正の減といった動向になっております。

以上です。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

28ページに3款民生費の2項児童福祉費、6目の児童福祉施設費の子育て支援センター運営費451万8千円のお尋ねですが、この内訳としましては、主としましては母子の入所処置費が450万程度このたびお願いをしております。1万8千円につきましては、7節の賃金1万8千円をお願いしておりますが、これは本年11月のオープンしました子育て支援センターの内におきますプレイルームの利用として、子育て中の親子の集い交流として、月に2回程度の3カ月分のプレイルームの指導員としての賃金としてお願いをしておりますところですので、以上です。

○松浦議長

続いて、地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

32ページの林業振興費の中の有害鳥獣対策事業費の536万1千円の内容です。この有害鳥獣対策の捕獲いただく量ですが、年度初めに捕獲計画を協議会を開催をしまして、計画を立てさせていただいております。今回補正に計上させていただいているのは、シカとイノシシの委託料です。当初予算の計上方法としては、年度当初協議会において実施計画を立てますが、それのおおむね7割5分程度の当初予算で毎年スタートさせていただいております。捕獲状況によりまして、補正で対応というような手法をとらせていただいております。今年度の実施計画頭数ですがシカが1,360頭。イノシシが910頭です。

このたび補正を計上させていただきましてシカが1,300頭、それからイノシシの方が860頭の見込みを立てて今回536万1千円の補正増を計上させていただいたところですので、

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

引き続き答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

35ページの道路新設改良の件ですが、これはそれぞれ地方特定道路整備事業、県営事業負担金、県道委託改良事業とそれぞれ分離をされたもので、地方特定道路整備事業につきましては、いわゆる起債での事業なので、一本木小山あるいは中山線ほかの改良をする中で、特に今年度この庁舎周辺におきます道路整備等も行いました関係で、全体の事業費2,028万円ほど不足をしてくるということで、予算を補正のお願いをさせていただいたものです。

また県営事業負担金につきましては、当初7千万程度見込んでおりました。これは広島建設局が局にある事業に対しまして、市が道路改良の場合は1割負担、またそれに付随します橋梁等がありましたら幅員等の案分でアロケーションということでその負担を見ております。

それらの精算に伴いまして、2,050万ほど減額の見込みとなったということです。それから県道委託の改良事業ですが、これがいわゆる県道の移譲路線の関係です。これらにつきましても当初予算時点がかなり早い時期でしたので、前年度並みの1億6千万程度計上しておりましたが、最終的に県との事業調整の中で、2千万程度の減額ということで、当初の予定の工事はそれぞれやっているという状況にあります。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

質疑の途中ですが、この際15時40分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時25分 休憩

午後 3時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑途中でございましたが、ほかに質疑ありませんか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

先ほどページから言いますと、22ページの自治振興費の外郭団体の補助金、これは学校跡地の費用が当初は一般財源で対応していたが、宝くじの関係で、特例債で適用していたものが、言葉が違うのですが、しようと思っていたのとしようとしていたのでは違うのです。

仮に特例債を適用しようと思ったのならここで地方債を減額しているからそこでわかりますが、私の問うていることが違っていただけませんが、私が思っているのはそういう説明を受けたのだが、そうするとその補正予算書提案説明資料によりますと、下に書いてある宝くじ助成金が諸収入で入っていると、それで特例債を使っていたのならこの市債が減るところをここへ書かないといけません、そういう関係が見えないのですが、私が聞いているのがそのようでしたらそのようになりますが、違っていたら違ったようになるし、お尋ねします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

今議員さんがおっしゃったとおりで、総事業費は5,192万を予定をしておりました。この財源内訳ですが、当初は合併特例債を4,920万円、一般財源を272万円、合わせて5,192万円でした。

今回宝くじの助成がこの横田小学校の屋根付の多目的広場に2,940万円つきましたので、合併特例債を減じて2,130万円にし、一般財源も減じて122万円にし、合計5,192万円にするものであります。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

12番 青原敏治君。

○青原議員

43ページ災害復旧費ですが、林業施設災害復旧費として500万ほど減額になっています。まだ直っていないところはたくさんあると思います。これは補正でしっかり組んでもらえるのならいいですが、減額補正になっているので、その理由をひとつお聞きしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。
地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

43ページの林業関係の災害復旧費の減額です。このたびの減額の内容ですが、これは昨年の過年災害の19年度分として計上を当初予算でしていたわけですが、予算割り当てを18年度ですべて割り当てをいただきまして、一部繰越明許で予算的には対応をさせていただきました。それによりまして、19年度現年分の予算をこのたび減額をするものです。

ご質問にありました補助対象以外の災害復旧の対応につきましては、別途予算として計上させていただいておりまして、そちらの方で対応を現在させていただいているという状況です。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ありますか。

15番 入本和男君。

○入本議員

人材派遣のことについて伺いますが、ご存知のように当初この人材派遣については、傍聴が出るほどの関心度があった。しかしそれほどウエイトの高いものを、今日唐突にこういうことを出されるという経緯が、我々とすれば余りにもこの雇用者に対して面目立たないという、今日出して、今日チェックして、はいこうなりましたと。現場のチェックすることもなければ何もできないと。今日に至るまでのここに政策しようとして取り組まれた日にちは昨日や今日ではないと思うのです。多分派遣社員に説明会もあったはずですよ。職員の扱いについて募集をかけたら募集がゼロだったという、まだ説明が足りないところがあるのではないですか。それで財政というけど、現在機構改革を進めている中で、これ百何名の方がかかわっている。百名多いと言っている。なぜ職員をあててやろうとしないのか。臨時と職員は違うと言われればそうかもしれない。もうありきで物事を考えている。機構改革が全く生きていない。支所を充実といいながら支所長は、課長を兼ね、分室は分室長が2町を抱え、そしたらこうした事務分掌の内容から見て、職員がこれを兼ねられることがあって財政を抑えるとか、ましてや私は安芸高田市内で雇用がないので、賃金が稼げるこういう職場があってもいいと思いますが、全くこれに対する扱いが筋論といたら

おかしいですが、財政面を考えても機構改革をミックスしても若者定住、子育て支援の活動、保育所というものは子どもが労働者の顔色ひとつで、精神面が変わるといふ将来の展望を任す環境づくりが、こういう形で本来はもう少しこれは前もって、現状の調査をするチャンスを与えてもらわないと、こういう形で出される無神経さを、本当に市民の立場に立って物事をしているのかと考えたいのですが、その中で副市長も労働条件が、たくさんお金が要らないという人がいるとか、そういう言葉を言われましたが、年収が150万が平均というふうにデータで聞いております。現在時給を1,000円に上げてくれという声も全国ではあります。そうすると大体年収180から200を予定されていると思います。それでは労働者の年齢・男女別、その言われた労働条件の分析がどの程度できているのか。そこまで言われるということは、そういう条件を持って発言されていると思うので、満額要らない人が何名いて、男女・年齢別そのあたりはどうですか。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

先ほどの発言で誤解があつてはいけないと思いますけども、私が申し上げましたのは、働く側の事情もいろいろおありであるということがあるわけで、扶養に入っている云々というような、そういうような方もおられるわけですし、私は保育士の資格を持っているけども、この時間帯なら働けるけど、フルタイムでは難しいなど。もう少し子どもが大きくなれば社会参加ができるというような、その様々な皆さんがいらっしゃるという意味です。

ですから当然我々とすれば、フルタイムで保育士の資格を持っていたら、市内の皆さまがこの市内の保育所で、力を発揮していただくということをつくっていかなくてはならないというふうに思っています。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

○入本議員

議長。答弁漏れです。

労働条件、住所、年齢別、男女その分析ができているのか聞いています。

○松浦議長

答弁漏れがあるようなので、引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

今回、現在それぞれの職場で従事をしていただいている職員の皆さんには、全員引き続き職場に残っていただいて、協力をお願いしたいということを実際にお願ひしております。その中で先ほどのような、自分はこうありたい。というそれぞれの希望等もとって、現場の方では事前に協議を重ねてきておりますので、その中で私があえて今の個人個人についてのご答弁を申し上げることは必要ないと思っておりますし、担当において、それぞれの職員の皆さんと面接をする中で、そ

ういう希望は聞いておると把握をしております。

以上です。

[安芸高田市で何名で、年齢、男女別を聞いているとの声あり]

○松浦議長

今、入本議員が質問をされているのは、人数あるいは男女別いろいろなことについてなので、担当の方から答弁をしてください。

総務課長 高杉和義君。

○高杉総務課長

ちょっと答えにならないかも知れませんが、今基本的に保育所に8時間フルで来られている方につきましては、基本的には非常勤の特別職という形で、保育所の担任を持っておられればそういうふうな形、主任保育士、そして、それ以外の方が保育士という形。それ以外に例えば10時間部分を支えていただくという方については、臨時職員というふうな形での雇用を考慮しておりますが、その雇用体系がどういふふうな形になってくるかというのは、本人の希望を優先させながら現課の方において、それを整理をさせていただくということで、具体的にその男女別とか年齢とかいうことにつきましては、今から身分変えをしていく作業に入っていくということです。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

[答弁になっていないではないですかとの声あり]

○松浦議長

今のようなことでの答弁ということで、説明をしていただきたいと思えます。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 3時54分 休憩

午後 3時57分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

保育所現場の非常勤また臨時等の対応の仕方また現状ですが、先ほどからご質問いただいておりますように、住所等につきましては、市外からは現状が5、6人程度今おられます。原則的には今の派遣の職員の方々を再雇用として今面接をさせていただいているという状況です。

11月30日また12月1日等、5つの保育所等には説明をしまして、先ほど副市長が言いましたけども、非常勤対応がいいのか、また扶養等の関係もありまして、臨時等を望まれる方もおられます。そこらを今調整をさせてもらっている現状であります。

[保育所だけ聞いたのではないので、全部答えてもらわないと困るとの声あり]

○松浦議長

今ちょっと話が出たようなことをひとつ答弁を求めます。きちんと質問の内容を精査して、答弁をしていただきたいと思えます。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 3時59分 休憩

午後 4時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

会議を再開いたします。

ただいまの入本議員の質問に答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

今回の任用形態等につきましてのこれまでの経過と申しましょうか、内部的に執行機関の方で協議を重ねさせていただいたところです。

ご承知いただきますように、18年4月には、業務委託の事業開始の2年目ということでスタートをさせていただきました。その後の状況の中で19年の初め、3月4月ごろだったと思いますが、労働局の指導監査をいただいた状況です。それぞれご承知いただいておりますように、新聞紙上でもまた国の方でもこの問題は大きくクローズアップされて、民間企業等については大きな反発をされたような状況も出ていました。ただ我々行政サイドとしましては、やはり労働局との是正指導等の対応というのが基本的に一番であるという考え方の中で、やはり法の中で生活するという状況なので、一緒になったような形の中で協議を重ねさせていただいて、今日のたたき台をつくらせていただいたというのが状況です。

19年4月、19年度予算で派遣ということで切り替えをさせていただいています。このことにつきましても、受託の職員等につきましては、十分協議を重ねさせていただいて、今年度から派遣の方に切り替えさせていただき、十分今後の体制をどうすべきかということを実行部内で検討を重ねさせていただいたわけです。大体それが7月から9月ぐらいまで、我々考え方の整理があったわけですが、やはり保育現場、各給食現場いろいろなこうした派遣で取り組んでいた現場を集約しなくてははいけません。実態はどうであるかということについても調査をしなくてははいけませんし、そういう状況の中で事務会議的には、7月8月と実態の把握ということでさせていただいたところです。

各部内会議も持たせていただき、各保育所長さん等の保育現場においては、所長さんとの意見も聞かせていただくという状況も生かしていただき、関係部の調整会議等も持たせていただき、市としての任用形態をどうあるべきかというのが、今日ご説明をさせていただきました形のもので、取りまとめをさせていただいたものです。

我々としても法的に逃げることをできない直接雇用ということが、基本のスタンスの状況になっておりました。前年度も十分ご指摘をいただきましたように、当然保育士等の先ほど来から出ておりますような年収のあり方の問題、そういうところもできるだけクリアできるような方法の中で、今回是正措置をとらせていただいております。保育の現場につきましても、やはり子どもに対する一番の観点から職員がいないわけですから、やはりクラスの担当をしなくてははいけません。そ

れはそれなりの報酬、また保育士等についても報酬の格上げをさせていただいたという状況です。

非常勤特別職という方法をとるという方法が集約をさせていただいた中で、一番の方法だという考え方の整理をさせていただいて、条例改正でも今回提案をさせていただいておりますが17万8千円、または17万3千円というような各部門別に調整をさせていただいたところでは、年俸的にもやはり200万、先ほど来から出ておりますように、そうした額が保障されるような体系の中で取り組みをさせていただいたという状況です。

先ほど来から現状の人数等、総括人数は抑えさせていただいておりますけれども、個々の各施設の実態については、今までにもヒアリング等も実施させていただいて、それぞれの取りまとめは対応させていただきたい。出身地なりということについては、人数等についても後にご説明をさせていただきたいと思っています。

今までもこの問題ということができたことについても、できれば12月の補正予算の中である程度、組替措置もさせていただきたいということも本会議の中でもお願いをしてきたというような記憶も持たせていただいております。そういう状況の中で、今日来させていただいているという状況なので、ご理解をお願いしたいと思っています。

12月29日から切り替えるということで、作業するもの、また現場との調整、日数を要したということについては、我々時間等の反省をさせていただいておりますが、議員の皆さん方にできるだけ早い情報の提供ができなかったことについては、お詫びをさせていただきたいと思っています。

以上で今までの概要についてご説明に変えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

15番 入本和男君。

○入本議員

結局、結論的なものを今の経過説明で聞きましたが、私が言っている、労働者の現状の把握はどうなっているかというのは答えていません。今、保育所関係は5、6人が市外だけという感じだけの答弁しかないのです。これは180名のことを聞いて、しかも直轄でやるというのに、その住所も把握できていない、現場に行ってみると、余りにも安易な管理の体制ではないかと思えます。今保育所だけがターゲットになっていますが、保育所だけではありません。ここに出ているのは。私は保育所だけをターゲットに言っているのではなく、全体を見て、それで雇用されている方が安芸高田市の住民が派遣とか臨時とか、また派遣とかいうのでは非常に不安定な雇用状態に至っていると、しかもその方がどこの人かわからないと、答弁できないというようなことで、果たして本当に皆さん方が常日頃から口にされている、

だから前段に申し上げたものは、若者定住とか子育て支援とかそういうことを申し上げたことであって、そのためにはやっぱり労働者側に立ってみて、初めてこういう機構改革ができたのですと、財政難の折、こういうところを無理してくださいと、ご協力をお願いしますというのが本来、どこの者かわからないのにただ直轄で12月からしますという、そういう分析もできていないことで、このたびの補正予算を審議してくれと言われても私たちには、行政は一生懸命されたと言われても伝わってこないです。これ履歴書をとるのかどういふふうにするのか知りませんが、もう1回聞きますけど、機構改革の中で、精査してもやはりこういう人材派遣を受けないと、百名余りの人を受けないと運営できなかつたのか。出向体制とか兼務とかして対応できなかつたのか。それを精査した上でこのたびのこういう改革を出されたのか、だからこれを取り組まれたのが7、8月ごろから取り組んで、本来は9月定例云々、7月の結果が今日の、本来総務企画常任委員会とか所管の委員会もあるわけです。これは大きな問題です。当初からずっと、そしたらもう少し当日を出して、今日決裁してくれというような問題ではないと私は思います。だから私自身が今後の状況を、先ほどの同僚議員も20年4月1日からまた同じに戻っているところがあるではないかという、そういうところもあるので、直轄なら直轄ですといくということならまだいいですが、そういうことも十分できていない、ただ目先目先でやっていくというのではいけないので、私は経過説明は別にしても、直轄運営していく上で、これは直轄部門はすべて担当課がするのですか。それとも一括して窓口を、どなたがされるわけですか。それと先ほど申しましたように、各担当課は精査した上でこれだけの人材がいると判断されたのか、その点を再度お伺いします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

ご指摘いただきますように、当然こうした状況の取り組み、19年12月29日から今日に至るまでの状況なので、先日来から各部署の責任者またそれぞれの総務の職員と一緒に現場の方で説明会をさせていただいております。こういう体系をつくる過程の中でも、当然現場の状況がわからなかつたらつくられないという条件もありますので、この点は十分現場の状況を聞かせていただき、協議を重ねさせていただいた結果のまとめを今回提案させていただいているところで

それと市内なり市外ということで大変申しわけございませんが、雇用人数等はこれだけもう明確にいたしており、データの処理の問題なので、このことについては後、資料として提出をさせていただきたいと考えております。

大部分については、市内のエリアの方にご協力を願っておるという

現状が大部分です。

以上です。

○松浦議長

引き続き答弁してください。

○新川総務企画部長

当然雇用の実態、その欠員等というのは原課なり、そういう場所、現場の方が出るとお思いますので、現場の方から当然担当部の方に上がってくると思います。それを総務の方で総括的な取りまとめをさせていただきたいと考えております。

臨時職員等については、今の段階では各部門別に予算も計上させていただいております。ただ保険的な関係がありますので、そういうことについては、総務部の人事給与係が総括をさせていただいているところです。

派遣等につきましては、全体的な今の臨時職と同じような形の中で総務の人事給与係の方が総括をさせていただいているという状況です。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。

15番 入本和男君。

○入本議員

補正予算につきまして、質問させていただいたわけですが、答弁内容また基本である地域住民の協働のまちづくりに欠けている施策に対し、予算計上に対して、私は本来安芸高田市のかなえるところの政策が予算に反映するのが本来の筋だと思うわけですが、それがこのたび答弁でできない、またそれだけのことを把握していない、そういう面から見て、今回の補正に対して反対をいたします。

○松浦議長

次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

賛成討論なしと認めます。

次に反対討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第99号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第100号 平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○松浦議長

日程第21、議案第100号、平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第100号です。平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1億3,853万円を減額し、予算の総額を41億2,015万2千円とするものです。

歳入につきましては、国民健康保険税5,530万円、療養給付費等交付金2,228万4千円、共同事業交付金2,338万3千円、繰越金3,208万8千円をそれぞれ追加し、国庫支出金9,623万5千円、県支出金1,426万4千円、繰入金1億6,108万6千円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、総務費1,036万8千円、共同事業拠出金3,303万6千円、諸支出金2,795万円をそれぞれ追加し、保険給付費1億5,175万5千円、老人保健拠出金5,084万6千円、介護納付金728万3千円をそれぞれ減額するものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

議案第100号の要点のご説明を申し上げます。

ご説明を申し上げます前に、大変ご迷惑ですが、一カ所訂正をお願いいたします。7ページの3款の国庫支出金、2項の国庫補助金、2目の財政調整交付金として明記しておりますが、2を1の財政調整交付金としてご訂正をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは議案第100号平成19年度の安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本案は当初見積もりにより、保険給付費等の精査により減額をいたしまして、国民健康保険税の税率改正による増額することと、市とし

て補正をお願いするものです。

まず歳入ですが、6ページをお願いします。

1 款の国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節の医療給付費分現年度課税分としまして、1, 870 万円の増額は税率改正に伴う増額として計上しました。

2 節介護納付金分現年課税分は、750 万円の減額です。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分は、1 目一般被保険者国民健康保険税と同様に、税率改正に伴います増額です。

3 款の国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金、7, 990 万9千円の減額は、一般被保険者の療養給付費等の減額に伴うものです。

3 目の高額医療費共同事業負担金、1 節現年度分の482万7千円は、高額医療費共同事業拠出金の増額に伴う増額として計上しています。

7ページをお願いします。

2 項国庫補助金、1 目の財政調整交付金、1 節普通調整給付金の2, 115万3千円も一般被保険者の療養給付費等の減額に伴う減額です。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、1 節現年度分の482万6千円は、高額医療費共同事業拠出金の増額に伴うものです。

2 項の県補助金、1 目財政調整交付金、1 節財政調整交付金1, 909万円の減額は、一般被保険者の療養給付費等の減額に伴うものです。

8ページをお願いいたします。

5 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、1 節の現年度分の2, 228万4千円の増額は、退職者被保険者等の療養給付費等の増額に伴うものです。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金965万3千円、及び2目の保険財政共同安定化事業交付金、1, 373万円につきましては、国民健康保険団体連合会より交付される交付金増額によるものです。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金、568万6千円につきましては、保険基盤安定繰入金確定に伴う増額です。

9ページをお願いします。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、1 億6, 677万2千円の減額は、歳入必要額を精査し減額をしたところ です。

10 款の繰越金、1 項繰越金、1 目療養給付費交付金繰越金、663万円及び、2 目その他繰越金2, 545万8千円の増額は、平成18年度の繰越金です。

以上、歳入の要点の説明を終わりました、続いて歳出ですが、10ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,036万8千円の増額は、人件費に伴う増額が199万6千円、システム改修等による事務費増額が837万2千円です。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費1億9,753万9千円の減額は、当初見込額より伸び率が低く推移しているとみておりまして、そのための減額をお願いするものです。

3目の一般被保険者療養費14万5千円、5目の審査支払手数料47万円の増額は、当初の見込みより件数増による増額を見込みました。

11ページをお願いいたします。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費2,048万1千円、及び2目の退職被保険者等高額療養費、2,468万8千円の増額につきましては、高額療養費の支出増に伴う増額を挙げました。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金5,084万円、及び2目の老人保健事務費拠出金6千円の減額は、拠出額確定による減額を補正するものです。

12ページをお願いいたします。

4款介護納付金、1項の介護納付金、1目の介護納付金728万3千円の減額につきましても、老人保健拠出金と同様に納付金の確定による減額です。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目の高額医療費共同事業医療費拠出金1,930万6千円及び2目の保険財政共同安定化事業拠出金1,373万の増額につきましては、国民健康保険団体連合会への拠出による額の決定による増額です。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目の一般被保険者保険税還付金50万円の増額は、国民健康保険税還付金の支出増に伴う増額を補正をお願いいたします。

3目の償還金2,745万円の増額につきましては、平成18年度療養給付費等の負担金の精算額を、国に返納するための増額として補正をお願いしたところ です。

以上、要点の説明を終わります。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

歳入の方で国庫支出金のページ数は6ページですが、これどちらに入るのかわかりませんが、国から入ってくる金で原爆症の関係の認定で新聞にも報道されましたように、三次市はかなりもらいすぎた。安芸高田市は白と黒というのが出ていて、どちらもとんとんだというのですが、具体的にはどのような結果になったのですか。ここの国庫

支出金の収入の部で国から入ってくる金にどのような影響が出ているのかお尋ねします。

○松浦議長

答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

ちょっと資料を持って上がっていませんので、直ちに資料を持って上がりましてご説明申し上げます。

少し時間をください。

○松浦議長

19番 岡田正信君。

○岡田議員

同じように質問をすればよかったですのですが、13ページの結局戻す金ですよね。やっぱり出すのだから。これは上の13ページの一般保険者に対するの還付金とは違って、償還金というのは国へ戻すものか、ここの内訳からいえばそうでもないような気がしますが、先ほどの入ってくる関係で、13ページの関係、つながりがあるのかどうかお尋ねしておきます。

○松浦議長

答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

13ページの諸支出金におきます還付金関係ですが、これは旧年度、過年度分で、1目の一般被保険者の保険税還付金、これは過年度分として50万円上げておりますけども、これ申告修正とか資格喪失とかそういうことが出てまいりますので、そういった年度途中の形の中で、過年度分としてこのたび還付をしていくという形で、個人の方へ被保険者の方へ還付させていただくという。

3の償還金につきましては、これも平成18年度の療養給付負担金としての返還で、国の方にこれは6月ごろに決算をさせていただくのですが、これを精算としてもらいすぎたということです。

大体2カ月分ぐらい後に医療給付をお支払いしますので、12月1日から1月2月3月分につきましては、5月ごろに請求が来るということでありまして、給付費でありますので、私の方も少なかったら立て替えて払わないといけないという形もあるところもありますが、多少多めにいただいておるといような形であり、精算の結果2,745万円を還付しなければならないということになったところでは。

原爆症の分は資料を持ってまいります。

○松浦議長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時39分 休憩

午後 4時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りいたします。本日の会議時間は都合により延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

- 松 浦 議 長           ご異議なしと認め、本日の会議時間は延長します。  
先ほどの質疑に対する答弁を求めます。  
福祉対策推進部長 廣政克行君。
- 廣政福祉対策推進部長   原爆医療算定水準に伴います、医療費についてのご質問でございます。  
医療、結核、精神医療の経費につきましては6月だったと思いますが、特別調整交付金という形で報道があったところですが、この件につきまして、本年6月末に早速担当課長の方から、県の医療室へ問い合わせたところ、県の方も実際に今のところはっきりした回答ができないということでありまして。国へ問い合わせる回答をいただいておりますが、その回答の中に何年度分までさかのぼるか、また、返還をどのようにしていくのか、全容的なものがわかって結論を出したいという回答であります。  
したがって、今回の補正については、この交付金については補正をお願いはしておりません。
- 松 浦 議 長           以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 松 浦 議 長           質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本件は委員会の付託を省略いたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
〔異議なし〕
- 松 浦 議 長           ご異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 松 浦 議 長           討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第100号、平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 松 浦 議 長           起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~
- 日程第22 議案第101号 平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 松 浦 議 長 日程第22、議案第101号、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算でございます。
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、328万4千円を追加し、予算の総額を53億5,992万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金133万4千円、国庫支出金129万9千円、県支出金32万5千円、繰入金32万6千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、医療諸費328万4千円を追加するものでございます。

以上よろしくご審議のうえ、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

議案第101号、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第2号）について要点説明をいたします。

まず歳入ですが、6ページをお願いします。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目の医療費交付金、1節現年度分としまして、194万9千円の増額は医療費支給費の増に伴うものです。

2目の審査支払手数料交付金、1節現年度分の61万5千円の減額につきましては、審査支払手数料の減額によるものです。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の医療費負担金、1節現年度分の129万9千円の増額は医療費支給費の増額に伴うものです。

3款県支出金、1項の県負担金、1目医療費負担金、1節現年度分の32万5千円につきましても、医療費支給費の増額に伴うものです。

7ページをお願いします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の32万6千円につきましても同様に医療費支給費の増額に伴うものです。

続いて歳出ですが、8ページをお願いします。

1款医療諸費、1項医療諸費、2目医療費支給費、20節の扶助費の389万9千円につきましては、高額医療費や柔道整復施術料、また治療用装具等代の医療費支給費が当初見積もりより増えたため増額をお願いするものです。

3目の審査支払手数料、12節役務費の61万5千円の減額は、当初見積もりより少なくなりましたので、今回減額をお願いするものです。

以上、要点の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第102号 平成19年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○松浦議長

日程第23、議案第102号、平成19年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

平成19年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億6,183万2千円を追加し、予算の総額を36億4,317万4千円とするものです。

歳入につきましては、支払基金交付金1,029万3千円、繰入金104万3千円、繰越金1億5,049万6千円をそれぞれ追加するものです。

歳出につきましては、総務費563万1千円、地域支援事業費59万4千円、基金積立金7,924万2千円、諸支出金7,636万5千円をそれぞれ追加するものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思えます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

それでは議案第102号、平成19年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算の要点のご説明をします。

このたびの補正につきましては、平成18年度決算の精算及び半年間の事業実績に基づきまして、事業の組み替え等を補正をお願いするものです。

歳入ですが、6ページをお願いいたします。

平成18年度の決算に基づき、精算を行うとともに19年度の事業執行見込みにより補正をお願いしております。

4款の支払基金交付金におきましては、平成18年度決算に基づきまして、1目の介護給付費交付金不足分1,029万2千円、2目の地域支援事業支援交付金不足分1千円を過年度分として歳入するものです。

8款繰入金は19年度の事業見込みによりまして、一般会計繰入金を増減するものです。

3目の地域支援事業繰入金につきましては、人件費にかかわる59万4千円の増額をお願いしております。

4目のその他一般会計繰入金のうち、総務管理費繰入金は人件費の追加にかかります54万7千円の増額で、事務費繰入金は介護認定調査事務の減額に伴います9万8千円の減額をお願いをしております。

9款繰越金は、平成18年度決算に基づきました1億5,049万6千円を19年度に繰り越すものです。内訳としましては、国・県負担金の返還金が7,636万5千円、また未還付保険料66万4千円で実質の繰越金は7,346万7千円となります。

続いて歳出ですが7ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は職員人件費の増額分が54万7千円、及び平成18年度の決算に基づきます、一般会計負担超過分を一般会計に返還する繰出金が518万4千円です。

3項介護認定審査会費は、介護給付費の適正化対策としまして、非常勤特別職の認定調査員を1名補強する報酬を122万円追加いたしまして、訪問調査委託料を減額するとともに、事務補助職員を派遣から雇用に切り替えるものです。

8ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、19年度の事業執行見込みにより補正をお願いしております。

1項介護サービス等諸費は、要介護と認定された高齢者が利用される認知症グループホーム等の地域密着型介護サービス給付費で、執行見込みによりまして、400万円減額するものです。

2項の介護予防サービス等諸費は、要支援2と認定された高齢者が利用される認知症グループホーム等の地域密着型介護予防サービス給付費ですが、執行見込みによりまして、400万円増額するものです。

4項の高額介護サービス等費も執行見込みによりまして10万円減額

するものです。

9 ページをお願いします。

5 項の特定入所者介護サービス等費も執行見込みによります 10 万円増額をお願いしております。

4 款の地域支援事業費、1 項の介護予防事業費におきましては、介護予防教室の栄養士を派遣から、常勤職員に切り替えまして委託料を 8 万 2 千円減額し、報酬を同額増額するものです。

2 項の包括的支援事業・任意事業費におきましては、地域包括支援センターの職員人件費 5 9 万 4 千円の増額をお願いしております。

10 ページをお願いします。

5 款の基金積立金におきましては、平成 18 年度からの繰越金から国県への償還金等を差し引きました、剰余財源を今年度以降の給付費等に充てるため、介護給付費準備基金に 7, 9 2 4 万 2 千円を積み立てるものです。

6 款諸支出金におきましては、平成 18 年度決算に基づきます国県超過交付額で 7, 6 3 6 万 5 千円を償還するものです。

以上、要点の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○松 浦 議 長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長

質疑ないようございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 102 号、平成 19 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 4 議案第 103 号 平成 19 年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第 1 号）

- 松 浦 議 長 日程第24、議案第103号、平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 児玉更太郎君。
- 児 玉 市 長 平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算です。
本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、301万6千円を減額し、予算の総額を2,837万9千円とするものです。
歳入につきましては、繰入金が317万2千円、繰越金180万3千円をそれぞれ追加し、サービス収入720万円、諸収入79万1千円をそれぞれ減額するものです。
歳出につきましては、総務費394万2千円、諸支出金が180万3千円をそれぞれ追加し、サービス事業費876万1千円を減額するものです。
以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。
- 松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際担当部長から要点の説明を求めます。
福祉対策推進部長 廣政克行君。
- 廣政福祉対策推進部長 議案第103号、平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算の要点のご説明を申し上げます。
このたびの補正につきましては、18年度決算の精査、また10月の職員異動に伴います人件費の補正及び半年間の事業実績に基づきまして、事業の組み替え等を補正をお願いするものです。
6ページをお願いします。
歳入ですが、同様に平成18年度の決算に基づきます精算を行うとともに、19年度の事業執行を見込みによります補正をお願いいたします。
1款のサービス収入におきましては、サービス利用者が156人程度になりますけど、見込みの減少に伴いますケアプラン作成報酬を720万円減額をお願いするものです。
2款の繰入金は、19年度の事業見込みによります一般会計繰入金を317万2千円追加するものです。内訳としましては、人事異動に伴います人件費の追加です。
3款の繰越金は、平成18年度決算に基づきまして、19年度に180万3千円を繰り越すものです。
続いて7ページをお願いします。
4款諸収入におきましては、非常勤特別職の社会保険特別負担金につきまして、一般会計において経理処理することといたしまして、79万1千円の減額をお願いしております。
続いて歳出ですが、1款総務費におきましては、保健師1名分の職

員人件費、394万2千円の増額をお願いをしております。

2款サービス事業費は、19年度の事業執行見込みによります減額補正を行うものでありまして、報酬減額608万円、共済費減額242万7千円につきましては、募集をしておりますけども介護支援専門員等の採用がなかなか採用にこぎつけることができなかつたために、不用額を今回減額としてお願いするものです。

賃金委託料の補正の主なものにつきましては、事務補助職員を県から雇用に切り替えるものです。使用料及び賃借料減額34万5千円につきましては、公用車のリース料の執行残を減額するものであります。

9ページをお願いします。

3款の諸支出金におきましては、平成18年度決算に基づきまして、一般会計の超過交付額180万3千円を返還するものです。

以上、要点の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第103号、平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第104号 平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○松浦議長

日程第25、議案第104号、平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案名が、平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,483万7千円を追加し、予算の総額を3億7,953万2千円とするものです。

歳入につきましては、繰入金が3,982万5千円、繰越金592万2千円、諸収入199万円をそれぞれ追加し、市債2,290万円を減額するものです。

歳出につきましては、施設費1,900万円、諸支出金592万2千円をそれぞれ追加し、総務費8万5千円を減額するものです。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、3,770万円を繰越明許費とするものです。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、9,930万円と定めるものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

それでは、平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、要点の説明を行います。

歳入ですが、8ページをお願いします。

4款繰入金の1項他会計からの繰入金では、過疎債への借りかえなどにより一般会計からの繰入金3,982万5千円を、また5款繰越金では、平成18年度の決算に伴い592万2千円を、6款諸収入の1項雑入では、消費税の額の確定により1,990万円をそれぞれ追加させていただいております。7款市債では、公共下水道債から過疎債への借りかえなどにより2,290万円を減額しております。

次に歳出ですが、10ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費ですが、職員の人件費等の調整で8万5千円を減額、2款施設費の施設建設費では1,900万円を追加しておりますが、その内訳としましては、事業の精算見込等によりまして、管路の調査設計業務など委託料566万円、工事請負費で管路工事費など1,086万円、補償補填及び賠償金では水道管移設補償費などで248万円の追加をさせていただいております。3款公課費では、元金について財源の組み替えをさせていただいております。4款諸支出金では、平成18年度の決算に伴い592万2千円を一般会計への繰り出し金として追加させていただいております。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表繰越明許費の補正ですが、吉田処理区公共下水道整備事業につきまして、大通院の砂防公園付近の管路工事や稲田橋付近のマンホールポンプ設置工事などで、一部工事が年度内に完了が見込めないというところがありますので、その事業費として3,770万円を計上させていただきます。

次に、5ページの第3表地方債の補正ですが、公共下水道債から過疎債への借りかえなどにより、補正前の額から2,290万円を減額し、補正後の額を9,930万円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○松浦議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 青原敏治君。

○青原議員 今説明をいただきましたが、数字等々の読み間違いはしないようにしていただきたいと思えます。

雑入の8ページ、199万というのを1,990万円と言われましたが、これが残ると総額が変わってくるのではないかと思います。

○松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 大変失礼いたしました。ご指摘のように読み間違いをしておりました。199万円です。大変失礼しました。

○松浦議長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第104号、平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第105号 平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○松浦議長 日程第26、議案第105号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案名、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、311万5千円を追加し、予算の総額を7億8,050万7千円とするものです。

歳入につきましては、繰入金8,908万1千円、繰越金966万5千円をそれぞれ追加し、諸収入43万1千円、市債9,520万円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、諸支出金966万5千円を追加し、総務費74万円、施設費581万円をそれぞれ減額するものです。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を1億4,350万円と定めるものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 それでは、議案第105号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、要点の説明を行います。

まず歳入ですが、8ページをお願いいたします。

5款繰入金の1項他会計からの繰入金では、過疎債への借りかえなどにより一般会計からの繰入金8,908万1千円を追加、6款繰越金では、平成18年度の決算に伴い966万5千円を追加、7款諸収入の1項雑入では、消費税の額の確定により306万9千円を追加し、また、その他の雑入ですが、県道の吉田豊栄線の改良工事が平成20年度に繰越になったため、下水道管の補償金であります350万円を減額させていただきまして、あわせて43万1千円が減額となっております。8款市債では、公共下水道債から過疎債への借りかえなどにより9,520万円を減額しております。

次に歳出ですが、10ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費ですが、職員の人件費の調整で74万円を減額、2款施設費の1項施設管理費では229万円を追加しておりますが、その主なものは、事業等の精算見込等により、

八千代処理区では、光熱水費や汚泥運搬手数料など152万6千円を減額し、甲田処理区では、マンホールポンプの警報機器装置などの修繕代など208万4千円を追加させていただいております。向原処理区では、光熱水費や汚泥脱水手数料など173万2千円を追加しております。

次に2項の施設建設費では、それぞれ事業の精算見込みなどにより、八千代処理区では、浄化センター建設工事委託料で562万円、管路の調査設計業務委託料で312万7千円、水道管移設補償費で200万円など合わせて1,074万3千円を減額し、同額を工事請負費に組み替えを行っております。甲田処理区では、人的派遣業務と賃金の見直しに伴い40万円について費目の組み替えを行っております。また、向原処理区では、不明水調査業務や県道吉田豊栄線の改良工事の翌年度延期に伴います管路工事など合わせて810万円を減額しております。

3款公債費の1目元金については、財源の組み替えを行っております。4款諸支出金では、平成18年度の決算に伴い966万5千円を一般会計への繰り出し金として追加させていただいております。

4ページにお戻りください。

第2表地方債の補正ですが、下水道債から過疎債への借りかえなどにより、補正前の額から9,520万円を減額し、補正後の額を1億4,350万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第105号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第106号 平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 松浦議長 日程第27、議案第106号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

- 児玉市長 平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）です。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、756万3千円を減額し、予算の総額を4億6,273万5千円とするものです。

歳入につきましては、繰入金1,018万9千円、繰越金1,100万6千円、諸収入244万2千円をそれぞれ追加し、市債3,120万円を減額するものです。

歳出につきましては、諸支出金1,100万6千円を追加し、総務費78万6千円、施設費1,778万3千円をそれぞれ減額するものです。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、6,750万円と定めるものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

- 松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

- 金岡産業建設部長 議案第106号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、要点の説明を行います。

まず歳入ですが、8ページをお願いします。

5款繰入金の1項他会計からの繰入金では、過疎債の借りかえなどにより一般会計からの繰入金1,018万9千円を、6款繰越金では、平成18年度の決算に伴い1,100万6千円を、7款諸収入の1項雑入では、消費税の額の確定により還付金244万2千円をそれぞれ追加させていただいております。また、8款市債では、下水道債から過疎債への借りかえなどにより3,120万円を減額させていただいております。

次に歳出ですが、10ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費ですが、人件費等の調整で78万6千円を減額、2款施設費の1項施設管理費では、491万7千円を追加しておりますが、その主なものは、各処理区の業務の精

算見込等により、八千代処理区では、光熱水費や修繕料など28万円を、美土里処理区では同様に、光熱水費や修繕料など74万3千円を、高宮処理区では、光熱水費など91万9千円を、甲田処理区では、汚泥沈殿槽の清掃手数料など69万1千円を、向原処理区では、光熱水費や汚泥脱水手数料など228万4千円をそれぞれ追加しております。

2項施設建設費では、吉田処理区の事業費の精算見込みなどにより、工事請負費2,270万円を減額させていただいております。

3款公債費の1目元金については、財源の組み替えを行っております。4款諸支出金では、平成18年度の決算に伴い1,100万6千円を一般会計への繰り出し金として追加させていただいております。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正ですが、下水道債から過疎債への借りかえなどにより、補正前の額から3,120万円を減額し、補正後の額を6,750万円とさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○松浦議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○入本議員 議長。

○松浦議長 15番 入本和男君。

○入本議員 ちょうど人件費による人事異動と言われましたか、差異が出ているわけですが、それによって職員手当と残業手当までが平行して減額になっています。職員数は変わっていませんが、どういう内容の異動だったのでしょうか。

○松浦議長 今の質問に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 職員手当につきましては、それぞれ時間外等の見込みによって減額をさせていただいております。55万……。

○松浦議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 5時34分 休憩

午後 5時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務課長 高杉和義君。

○高杉総務課長 ただいまの質疑ですが、職員手当で75万5千円の減額となっています。これは12ページの明細に載っていますとおり、その内訳としましたら、扶養手当から通勤手当、そして時間外勤務手当、そして期末勤勉手当を予算と現在の形で精査しました結果、75万5千円が不用となる見込みです。ですからこの数字を計上させていただいたとい

うことです。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

15番 入本和男君。

○入本議員

人事異動で75万5千円が発生するのはわかるのですが、この時間外がどういうふうな連動、職員が優秀になったから減額になったのか、そこらが理解できないので説明をお願いしたいと思います。時間外がここでどういうふうが発生するのか。

○松浦議長

答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

当初予算のときにある程度一定額を計上ということで、補正前の額を上げさせていただいておりましたが、その後の全体的な時間外の推計等をみる中で、職員もしっかり頑張ってくれている部分もあると思いますが、そういう中での時間外の調整ということでご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

当初の予算から今回建設費の関係ですが、大きく減額しているわけです。これの主たる要因といいますか、原因はいかなるところにあるのか、このことが多分事務量に多少影響しているのではなからうかと思いましたが、その説明をお願いいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

これにつきましては最終年度で、当初計画していた管路等については、それぞれ事業実施いたしました。入札残等の精査をする中で、これだけの事業費が減額となったということです。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長

質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[討論なし]

○松浦議長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松浦議長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第107号 平成19年度安芸高田市浄化槽
整備事業特別会計補正予算(第2号)

○松浦議長 日程第28、議案第107号、平成19年度安芸高田市浄化槽整備
事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,343万1千円を追加し、予算の総額を2億7,137万4千円とする
ものです。

歳入につきましては、繰入金が4,090万5千円、繰越金1,303万2千円をそれぞれ追加し、国庫支出金1,597万9千円、諸
収入82万7千円、市債2,370万円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、総務費39万9千円、諸支出金1,303万
2千円をそれぞれ追加するものです。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、4,
000万円と定めるものであります。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 議案第107号、平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計
補正予算(第2号)について、要点の説明を行います。

まず歳入ですが、8ページをお願いします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金の浄化槽整備事業国庫補助金では、
事業の精算見込み伴うもので、浄化槽にかかる交付金制度で18年度、
19年度の年度間の調整が可能ということで、平成18年度の交付金
の一部を平成19年度に充当しましたので、今回1,597万9千円
を減額しております。

6款繰入金の1項他会計からの繰入金では、過疎債への借りかえな
どにより一般会計からの繰入金4,090万5千円を、7款繰越金で
は、平成18年度の決算に伴い1,303万2千円をそれぞれ追加し、
8款諸収入の1項雑入では、消費税の額の確定により82万7千円を
減額しております。

また、9款市債では、浄化槽整備事業債から過疎債への借りかえな
どにより2,370万円を減額しております。

次に歳出ですが、10ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費ですが、人件費等の調整で39万9千円を追加し、2款施設費の1項施設管理費では175万6千円について、役務費から需用費への費目の組み替えを行っております。

2項施設建設費では、事業費に変更はありませんが、財源の組み替えをさせていただいております。

4款諸支出金では、平成18年度の決算に伴い1,303万2千円を一般会計への繰り出し金として追加させていただいております。

4ページにお戻りください。

第2表地方債の補正ですが、浄化槽整備事業債から過疎債への借りかえなどにより、補正前の額から2,370万円を減額し、補正後の額を4,000万円とさせていただきたいとするものです。

以上で説明を終わります。

○松浦議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第107号、平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第108号 平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）

○松浦議長 日程第29、議案第108号、平成19年度安芸高田市コミュニティ

ィ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第108号、平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、582万9千円を追加し、予算の総額を1,153万8千円とするものです。

歳入につきましては、繰越金582万9千円を追加するものです。

歳出につきましては、諸支出金582万9千円を追加するものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 議案第108号、平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）について、要点の説明を行います。

歳入でございますが、6ページをお願いします。

4款繰越金では、平成18年度の決算に伴い繰越金として、582万9千円を追加させていただいております。

次に歳出ですが、4款諸支出金では、繰越金と同額の582万9千円を一般会計への繰り出し金として追加させていただいております。

以上です。

○松浦議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号、平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第109号 平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○松 浦 議 長

日程第30、議案第109号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

議案第109号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,744万2千円を追加し、予算の総額を6億9,211万5千円とするものです。

歳入につきましては、繰入金2,565万円、繰越金1,586万8千円、諸収入151万7千円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金1,068万2千円、国庫支出金251万1千円、市債240万円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、総務費39万5千円、施設費1,117万9千円、諸支出金1,586万8千円をそれぞれ追加するものです。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、2,890万円と定めます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第109号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、要点の説明を行います。

まず歳入ですが、8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の工事負担金ですが、下水道工事に伴う水道管移設の減少により200万円、八千代給水区におきましては、県の河川改修に伴いまして事業費の精算見込み、また八千代病院付近の水道管移設など事業費の精算見込みによりまして、507万1千円減額させていただいております。向原給水区では、県道吉田豊栄線の改良工事が翌年度に変更されたことに伴いまして、水道管移設補償費361万1千円の減額などあわせて1,068万2千円を減額させていただいております。

3款国庫支出金の簡易水道事業国庫補助金では、事業費の精算見込

みなどによりまして251万1千円を減額し、6款繰入金の1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金2,565万円を、7款繰越金では、平成18年度の決算に伴い1,586万8千円を、8款諸収入の雑入では、消費税の額の確定や施設への落雷による保険金などあわせまして151万7千円をそれぞれ追加させていただいております。

また、9款市債では、水道施設災害復旧事業の精算見込み等によりまして240万円を減額しております。

次に歳出ですが、10ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費ですが、職員の人件費等の調整で39万5千円を追加させていただいております。

2款施設費の1項施設管理費では22万5千円を減額しておりますが、その主なものは、各処理区の精算見込等により、管理運営費で水質検査委託料など89万7千円を減額、吉田給水区では、修繕料や電話料など47万円を追加、八千代給水区では、施設の光熱水費などのほか、災害復旧事業の精算見込みによりまして、工事請負費など130万1千円を減額しております。美土里給水区では、修繕料5万3千円追加、高宮給水区では、施設の修繕料など44万9千円を追加、甲田給水区では、稼地地区の水位計の修繕料など54万円を追加させていただいております。向原給水区では、光熱水費や施設機器の修繕料の追加及び浄水場の警備保障業務委託の精算見込により委託料の減額など行い、合わせて46万1千円を追加しております。

次に2項施設建設費では、八千代給水区の事業の精算見込みなどにより調査設計業務など91万7千円を減額、甲田給水区では、高地長屋地区の事業の精算見込により、調査設計業務委託料770万7千円並びに工事請負費909万1千円などあわせて1,680万8千円を追加しております。向原給水区では、県道吉田豊栄線の改良工事が翌年度に変更されたことなどにより水道管移設工事費448万7千円を減額などしております。

4款諸支出金では、平成18年度の決算に伴い1,586万8千円を一般会計への繰り出し金として追加させていただいております。

4ページをお願いします。

第2表地方債の補正ですが、災害復旧事業の精算見込みにより、補正前の額から240万円を減額し、補正後の額を2,890万円とさせていただいております。

以上です。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第109号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第110号 平成19年度安芸高田市飲料水  
供給事業特別会計補正予算（第1号）

○松浦議長 日程第31、議案第110号、平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算です。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、90万5千円を追加し、予算の総額を1,219万8千円とするものです。  
歳入につきましては、繰入金29万3千円、繰越金61万2千円をそれぞれ追加するものです。  
歳出につきましては、施設費29万2千円、諸支出金61万3千円をそれぞれ追加するものです。  
以上、よろしく審議をいただきたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 議案第110号、平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、要点の説明を行います。  
まず歳入ですが、6ページをお願いします。  
3款繰入金の他会計繰入金では、一般会計からの繰入金として29万3千円を追加、4款繰越金では、平成18年度の決算に伴い61万2千円を追加させていただいております。  
次に歳出ですが、7ページをお願いします。  
2款施設費の施設管理費では、簾地区の機器の修繕費など29万2

千円を追加し、4款諸支出金では、平成18年度の決算に伴い61万3千円を一般会計への繰り出し金として追加させていただいております。

以上です。

○松浦議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号、平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、明日午前10時から再開いたします。

ご苦労さんでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 6時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員